

2012 年 7 月

発行登録追補書類に記載の事項

発行登録追補書類番号 24 - 外 4 - 2
平成 24 年 7 月 10 日提出

トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2016 年 7 月 28 日満期 豪ドル建社債

本書及び本社債に関する 2012 年 7 月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では 2012 年 7 月 10 日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。

【今回の売出金額】

3 億 1,200 万豪ドル

(株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した 2012 年 7 月 9 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 豪ドル=81.06 円の換算レートで換算した円貨相当額は、252 億 9,072 万円である。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成 24 年 2 月 3 日
効力発生日	平成 24 年 2 月 13 日
有効期限	平成 26 年 2 月 12 日
発行登録番号	24-外 4
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 4,000 億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
24-外 4-1	平成 24 年 5 月 18 日	143 億 510 万円	該当事項なし	該当事項なし
実績合計額		143 億 510 万円	減額総額	0 円

【残額】

3,856 億 9,490 万円

(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】

該当事項なし

(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【証券情報】

<トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2016年7月28日満期 豪ドル建社債に関する情報>

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	3億1,200万豪ドル
売出価額の総額	3億1,200万豪ドル
利率	年率3.57%

2 【売出しの条件】

社債の概要

1 利息

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2012年7月30日(当日を含む。)から2016年7月28日(当日を含まない。)までこれを付し、毎年1月28日及び7月28日(以下、それぞれを「利払日」という。)に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき17.85豪ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2013年1月28日に、2012年7月30日(当日を含む。)から2013年1月28日(当日を含まない。)までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000豪ドルの各本社債につき17.65豪ドルとする。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(平成24年7月10日)までの間に於いて重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る T F A の判断に変更はない。

以 上

2012年 7 月

発行登録目論見書



トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
2016年 7 月28日満期 豪ドル建社債



注) 上記写真の車両は海外仕様であり、日本で販売するものとは異なります。

— 売 出 人 —

S M B C 日興証券株式会社
東海東京証券株式会社

— 売出取扱人 —

株式会社 S B I 証券
高木証券株式会社

1. この発行登録目論見書が対象とする社債4,000億円の発行登録については、発行会社は金融商品取引法第23条の3第1項の規定により、発行登録書を平成24年2月3日に関東財務局長に提出し、平成24年2月13日にその効力が生じています。
2. この発行登録目論見書に記載された内容については、今後訂正されることがあります。また、参照すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがあります。
3. この発行登録目論見書に基づきトヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2016年7月28日満期 豪ドル建社債（以下「本社債」という。）を売り付ける場合には、発行登録追補目論見書を交付いたします。
4. 本社債の元利金は、豪ドルで支払われますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

(注) 発行会社は、平成24年7月3日付で「トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2017年7月満期 豪ドル建社債」および「トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2016年7月満期 ニュージーランドドル建社債」の売出しについて訂正発行登録書をそれぞれ関東財務局長に提出しております。当該社債の売出しに係る発行登録目論見書は、この発行登録目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該社債の内容はこの発行登録目論見書には記載されておられません。

本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法に基づいて本社債の登録を行うか又は合衆国証券法の登録義務の免除を受ける場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております。

本社債は、合衆国税法の適用を受けます。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国若しくはその属領内において、又は合衆国人に対して本社債の募集、売出し又は交付を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）において定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold in the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons unless the Notes are registered under the Securities Act, or an exemption from the registration requirements of the Securities Act is available. Terms used in this paragraph have the meaning given to them by Regulation S under the Securities Act.

The Notes are subject to U.S. tax law requirements and may not be offered, sold or delivered within the United States or its possessions or to a United States person, except in certain transactions permitted by U.S. tax regulations. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by the U.S. Internal Revenue Code of 1986, as amended.

【表紙】

【提出書類】発行登録書（訂正を含む。）

【提出先】関東財務局長

【提出日】平成24年 2 月 3 日発行登録書提出
平成24年 7 月 2 日訂正発行登録書提出
平成24年 7 月 3 日訂正発行登録書提出

【会社名】トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
(Toyota Finance Australia Limited)

【代表者の役職氏名】業務執行取締役
(Managing Director)
ジョン・ロドニー・チャンドラー
(John Rodney Chandler)

【本店の所在の場所】オーストラリア 2065 ニュー・サウス・ウェールズ州
セント・レオナルド パシフィック・ハイウェイ207 レベル9
(Level 9, 207 Pacific Highway, St Leonards, New South
Wales 2065 Australia)

【代理人の氏名又は名称】弁護士 広 瀬 卓 生

【代理人の住所又は所在地】東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】03-6888-1000

【事務連絡者氏名】弁護士 黒 田 康 之
同 岡 田 加奈子

【連絡場所】東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】03-6888-5683

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】社債

【発行登録書の内容】

提出日	平成24年 2 月 3 日
効力発生日	平成24年 2 月13日
有効期限	平成26年 2 月12日
発行登録番号	24-外 4
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 4,000億円
発行可能額	3,856億9,490万円

【縦覧に供する場所】該当事項なし

目 次

	頁
第一部 【証券情報】	1
＜トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2016年7月28日満期 豪ドル建社債に関する情報＞	1
第1 【募集要項】	1
第2 【売出要項】	2
1 【売出有価証券】	2
2 【売出しの条件】	5
＜上記の社債以外の社債に関する情報＞	27
第1 【募集要項】	27
第2 【売出要項】	27
1 【売出有価証券】	27
2 【売出しの条件】	27
第二部 【参照情報】	28
第1 【参照書類】	28
第2 【参照書類の補完情報】	28
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	28
第三部 【保証会社等の情報】	29
＜トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2016年7月28日満期 豪ドル建社債に関する情報＞	29
第1 【保証会社情報】	29
第2 【保証会社以外の会社の情報】	29
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	29
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	40
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	44
＜上記の社債以外の社債に関する情報＞	132
発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	133
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	134

第一部 【証券情報】

＜トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2016年7月28日満期 豪ドル建社債に関する情報＞

(注1) 本書中の「T F A」とは、トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッドを、「グループ会社」とはT F A及びT F Aが支配する会社からなる経済的主体を指す。

(注2) 本書中に別段の表示がある場合を除き、

- ・「豪ドル」又は「A\$」はすべてオーストラリアの法定通貨を指し、
- ・「円」又は「¥」はすべて日本国の法定通貨を指す。

第1 【募集要項】

該当事項なし

第2 【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	売出券面額の 総額又は 売出振替社債 の総額	売出価額の 総 額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	
トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテ ッド 2016年7月28日満 期 豪ドル建社債(別段 の記載がある場合を除 き、以下「本社債」と いう。)	(未定)豪ドル (注2)	(未定)豪ドル (注2)	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 (以下「売出人」と総称する。)	
記名・無記名の別	各社債の金額	利 率	利 払 日	償還期限
無 記 名 式	1,000豪ドル	年率(未定)% (年率3.00%か ら4.00%まで を仮条件とす る。)(注2)	1月28日 及び 7月28日	2016年7月28日

(注1)一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日及び発行日(下記「2 売出しの条件 摘要(4)」に定義する。)のいずれか又はすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

(注2)本社債に関する未定の発行条件は、需要状況を勘案した上で、2012年7月上旬に調印される予定の最終条件書(Final Terms)により決定される予定である。上記の売出券面額の総額及び売出価額の総額は、ユーロ市場で発行される本社債の券面総額と同額となる。本社債の利率は、上記の仮条件により需要状況を勘案した上で決定される予定である。ただし、利率は当該仮条件の範囲外の値となる可能性がある。

(注3)本社債の元金及び利息は、豪ドルにより支払われる。

摘要

(1)本社債には、T F Aの関係会社その他の者による保証は付されない。本社債及び本社債に付された利札(以下「利札」という。)の所持人は、トヨタ自動車株式会社(以下「トヨタ自動車」という。))とトヨタファイナンスサービス株式会社(以下「T F S」という。))との間の2000年7月14日付のクレジット・サポート・アグリーメント(その後の追補を含む。))及びT F SとT F Aとの間の2000年8月7日付のクレジット・サポート・アグリーメント(両契約とも日本法を準拠法とする。))による利益を享受する。

(2) 金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付

本社債につき、T F Aの依頼により、信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。

(3) その他の格付

(a) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(以下「S&Pジャパン」という。)により付与されたプログラム格付

T F Aは、本訂正発行登録書提出日(2012年7月3日)現在、S&Pジャパンから、T F Aの2011年9月16日付ユーロ・ミディウム・ターム・ノート・プログラム(以下「本プログラム」という。)について、AA-のプログラム格付を付与されている。当該プログラム格付は直ちに本プログラムに基づいて発行される個別の社債に適用されるものではなく、かかる個別の社債に関する格付はS&Pジャパンが当該社債に係る最終の募集関係書類に記載される要項等について十分な検討をした上で別途付与されることがある。

S&Pジャパンは、本プログラムに付与する格付につき、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報を公表していない。

S&Pジャパンの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pジャパンの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pジャパンの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&Pジャパンは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだ上で、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&Pジャパンは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源(発行体を含む。)から提供された情報を利用している。S&Pジャパンは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pジャパンに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&Pジャパンでは、信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pジャパンによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pジャパンが格付付与に際して利用した情報又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されるとみなすべきではない。

(b) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ・ジャパン」という。)により付与されたプログラム格付

T F Aは、本訂正発行登録書提出日(2012年7月3日)現在、ムーディーズ・ジャパンから、本プログラムについて、(P)Aa3のプログラム格付を付与されている。当該プログラム格付は直ちに本プログラムに基づいて発行される個別の社債に適用されるものではなく、かかる個別の社債に関する格付はムーディーズ・ジャパンが当該社債に係る最終の募集関係書類に記載される要項等について十分な検討をした上で別途付与されることがある。ムーディーズ・ジャパンは、プログラム格付が最終的なものではないということをより適切に表すため、ミディアム・ターム・ノート・プログラムには予備格付を付与することとしている。ムーディーズ・ジャパンの予備格付には、格付の前に(P)が付加される。

ムーディーズ・ジャパンは、本プログラムに付与する格付につき、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報を公表していない。

ムーディーズ・ジャパンは、信用格付に利用した情報の品質は十分なものであると考えており、その情報は、ムーディーズ・ジャパンが信頼に足るとみなした情報ソース(適当と思われる第三者からのものも含む。)から入手したものである。しかし、ムーディーズ・ジャパンは監査人でなく、あらゆる場合において、格付の過程で受領した情報を独自に検証、監査、立証することはできない。

ムーディーズ・ジャパンの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズ・ジャパンの現時点の意見である。ムーディーズ・ジャパンは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズ・ジャパンの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズ・ジャパンの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却又は保有を推奨するものではない。

ムーディーズ・ジャパンは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証も行っていない。発行体又はその債務に関する信用リスクは、発行体又は公表情報から得られた情報に基づいて評価される。ムーディーズ・ジャパンは、必要と判断した場合に信用格付の変更を行うことがある。また、ムーディーズ・ジャパンは、資料、情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

2 【売出しの条件】

売 出 価 格	申 込 期 間	申 込 単 位	申 込 証 拠 金	申込受付場所
額面金額の100.00%	2012年7月11日 から 同年7月30日 まで (注1)	額面金額 1,000豪ドル	な し	各売出人及び各売買取取人 (以下に定義する。)の日本国内の本店及び各支店並びに下記摘要(3)記載の金融機関及び金融商品仲介業者の営業所又は事務所
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称			売出しの委託契約の内容	
東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-400号 高木証券株式会社 (以下「売買取取人」と総称する。)			東海東京証券株式会社は、株式会社SBI証券及び高木証券株式会社に 本社債の売出しの取扱いを委託している。	

摘要

- (1) 本社債の受渡期日は、2012年7月31日（日本時間）である。（注1）
- (2) 本社債の各申込人は、売出人又は売買取取人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別途規定する場合を除き、各申込人が売出人又は売買取取人との間で行う本社債の取引に関しては、当該売出人又は売買取取人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。
- (3) 売出人及び売買取取人は、金融商品取引法(その後の改正を含む。)第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関及び金融商品仲介業者に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。
- (4) 本社債は、ユーロ市場において2012年7月30日(以下「発行日」という。)に発行され、売出人であるSMB C日興証券株式会社と同一グループ会社である英国SMB C日興キャピタル・マーケット会社により引受けられる。本社債が証券取引所に上場される予定はない。（注1）
- (5) 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法に基づいて本社債の登録を行うか又は合衆国証券法の登録義務の免除を受ける場合を除き、合衆国内において、又は米国人（U.S. Person）に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この「摘要(5)」において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- (6) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国若しくはその属領内において、又は合衆国人（United States Person）に対して本社債の募集、売出し又は交付を行ってはならない。この「摘要(6)」において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）において定義された意味を有する。

(注1) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日及び発行日のいずれか又はすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

社債の概要

1 利息

- (a) 各本社債の利息は、上記利率で、2012年7月30日(当日を含む。)から2016年7月28日(当日を含まない。)までこれを付し、毎年1月28日及び7月28日(以下、それぞれを「利払日」という。)に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき(未定)豪ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2013年1月28日に、2012年7月30日(当日を含む。)から2013年1月28日(当日を含まない。)までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000豪ドルの各本社債につき(未定)豪ドルとする。

本社債に関する支払については、「修正翌営業日基準」(Modified Following Business Day Convention)が適用される。この基準の下で、利払日又は満期日(下記「2 償還及び買入れ (a) 満期償還」に定義する。)が営業日(以下に定義する。)以外の日にあたる場合には、当該元金又は利息の支払は翌営業日に(当該利払日又は(場合により)満期日に行われたのと同様に)行われるが、その結果、支払が翌月に行われることとなる場合には、その全額が直前の営業日に(その日に支払期日が到来したのと同様に)支払われるものとする。上記営業日基準の適用の結果、利払日又は満期日以外の日に支払が行われた場合、支払われるべき利息額は変更されない。

「社債の概要」において、「営業日」とは、ロンドン及びシドニーにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払決済並びに一般業務(外国為替及び外貨預金を含む。)を行っている日をいう。

- (b) 利息の発生

各本社債(各本社債の一部償還の場合には、償還される部分のみ)の利息(もしあれば)は、償還日以降はこれを付さない。ただし、元金の支払が不当に留保又は拒絶された場合は、この限りでない。この場合、(i)当該本社債に関して当該受領の日までに支払われるべき金額の全額が当該本社債の所持人により、若しくは当該所持人のために受領された日又は(ii)代理人(下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。)が当該本社債に関して当該受領の日までに支払われるべき金額の全額を受領した旨を当該本社債の所持人に対して(下記「9 通知」に従い若しくは個別に)通知した日のうちいずれか早く到来する日まで、その時点で適用のある利率による利息が付されるものとする。

2 償還及び買入れ

- (a) 満期償還

下記の規定に従い期限前に償還又は買入消却されない限り、各本社債は、T F Aにより、2016年7月28日(以下「満期日」という。)に豪ドルにより額面金額(以下「満期償還価格」という。)で償還されるものとする。

- (b) 税制変更による繰上償還

T F Aが、オーストラリア連邦(若しくは同国の若しくは同国内の徴税権を有する下部行政主体若しくはいかなる当局)の法律(若しくはかかる法律に基づき制定された規則若しくは通達)の改正若しくは変更、又はかかる法律、規則若しくは通達の適用若しくは公権的解釈の変更(ただし、いずれの場合も、本社債の発行日以後に施行された改正又は変更に限る。)の結果、本社債に関する次の支

払に際して、下記「8 課税上の取扱い (1) オーストラリアの租税」に定める追加額を支払う必要があると T F A が判断した場合には、T F A はいつでも本社債の全部(一部は不可)をその額面金額(以下「期限前償還価格」という。)に、(必要があれば)本号に基づく償還のための期日(当日を含まない。)までの経過利息を付して償還することができる。

本社債は、また、下記「8 課税上の取扱い (1) オーストラリアの租税」に記載のその他の事情の下で、その全部(一部は不可)が償還されることがある。

本社債を償還する場合には、本号に基づく償還のための期日に先立つ30日ないし60日の期間中に、下記「9 通知」に従って、少なくとも1回償還通知を行うものとする。ただし、かかる変更又は改正の施行期日の90日前の日より前に当該償還通知を行わないこと、及びかかる償還通知の時に当該追加額の支払義務が有効に存続していることを条件とする。当該償還期日に償還資金が提供された場合には、当該本社債には当該償還期日以降利息は付されず、当該本社債及び利札の所持人は、期限前償還価格及び(必要があれば)当該償還期日(当日を含まない。)までに発生した未払利息の全額を受領する権利のみを有する。

本号及び下記「6 債務不履行事由」に別段の定めがある場合を除き、本社債を満期日より前に償還することはできない。

(c) 買入れ

T F A 又はその子会社は、市場その他において、いかなる価格でも、随時本社債を(ただし、本社債が最終券面である場合は、当該本社債に付されていた支払期日未到来の利札とともに)買入れることができる。買入れが入札によってなされる場合には、本社債のすべての所持人に対し平等に買入れの申込みを行わなければならない。当該本社債は、T F A の選択により、(i) 転売され、再発行され、若しくは(その後の転売若しくは再発行のために)T F A により保持されるか、又は(ii) 消却のために支払代理人(下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。)に引渡されるものとする。支払代理人に引渡された本社債又は利札を転売又は再発行してはならない。

(d) 消却

償還されたすべての本社債は、償還時に当該本社債に付されていた又は当該本社債とともに引渡された支払期日未到来の利札とともに、直ちに消却されるものとする。消却されたすべての本社債及び上記(c)に基づき買入れ及び消却された本社債は、(本社債が最終券面である場合は、当該本社債とともに消却された支払期日未到来の利札とともに)代理人に引渡されるものとし、再発行又は転売することはできない。本社債が、当該本社債に付されていたすべての支払期日未到来の利札を伴わずに買入れ及び消却された場合、T F A は、下記「3 支払」に従い、当該本社債が当該利札に関連する期間未償還であったのと同様に、かかる欠缺利札に関して支払を行うものとする。

3 支払

(a) 支払方法

本社債に関する支払は(下記の制限の下で)支払受領者がシドニーに所在する銀行に有する豪ドル建口座への入金若しくは送金、又は支払受領者の選択により、シドニーに所在する銀行を支払場所とする豪ドル建小切手により行われるものとする。

本号上記の規定にかかわらず、下記(c)に定める場合を除き、小切手はT F Aの職員若しくは代理の者、代理人又は支払代理人によってアメリカ合衆国若しくはその属領内の住所において引渡されてはならず、また金員はこれらの者によってアメリカ合衆国又はその属領内の銀行にある口座に振込まれてはならない。一切の支払は、支払地において適用のある財政その他の法令、税務に関する行政慣行及び財政当局その他の当局の手続、マネーロンダリング防止策並びに(元金、償還額、利息又はその他を問わず)本社債に関して支払われるべき金額に適用される可能性のあるその他の要件に服するが、下記「8 課税上の取扱い (1) オーストラリアの租税」の規定の適用を妨げない。ただし、米国外国口座税務コンプライアンス法の規定、合衆国内国歳入法の第1471条から第1474条(これらに関して公布された規則又は公的解釈を含む。)に基づき源泉徴収が要求される場合、T F Aは「8 課税上の取扱い (1) オーストラリアの租税」に基づく追加額を支払う義務を負わない。

(b) 本社債及び利札の呈示

本社債の最終券面に関する元金の支払は(下記の制限の下で)最終券面の呈示及び引渡し(一部支払の場合は裏書き)と引換えに、上記(a)に定める方法で豪ドルによって行われ、最終券面に関する利息の支払は、(下記の制限の下で)利札の呈示及び引渡し(一部支払の場合は裏書き)と引換えに、上記(a)に定める方法で豪ドルによって行われるものとし、いずれの場合も、支払代理人の合衆国(本号において、アメリカ合衆国(州及びコロンビア特別区並びにその属領を含む。))を意味する。)外の所定の事務所において行われるものとする。

最終券面の様式の本社債の場合、当該本社債は、償還期日に、それに付された支払期日未到来のすべての利札とともに支払のために呈示されなければならないが、かかる呈示がなされない場合には、欠缺した支払期日未到来の利札について支払われるべき金額(一部支払の場合には、支払期日未到来の欠缺利札の総額に、一部支払がなされた金額が支払われるべき総額に占める割合を乗じた額)が支払額から控除される。そのように控除された元金額は、(下記「10 消滅時効」に基づき当該利札が無効になっていると否とを問わず)当該元金額に係る関連日(下記「8 課税上の取扱い (1) オーストラリアの租税」に定義する。)の後5年が経過するまでの間いつでも、又は(それより遅い場合は)、当該利札の支払期日が到来した日から5年が経過するまでの間いつでも、当該欠缺利札と引換えに上記の方法で支払われる。

本社債の最終券面の償還期日が利払日でない場合には、直前の利払日(当日を含む。)又は(場合により)本社債の発行日以降当該本社債について発生した利息(もしあれば)は、当該最終券面と引換えによってのみ支払われるものとする。

大券により表章される本社債に関する元金及び利息(もしあれば)の支払は、以下に定める場合を除き、(下記の制限の下で)本社債の最終券面につき上記に定める方法又はその他の点については大券に定める方法(適用ある場合)により、当該大券の呈示又は(場合により)引渡しと引換えに、合衆

国外の支払代理人の所定の事務所において行われる。各支払は、当該大券が呈示された支払代理人により当該大券の券面上に、又は（場合により）ユーロクリア・バンク・エス・エー／エヌ・ヴィ（以下「ユーロクリア」という。）若しくはクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）の名簿上に、元金の支払と利息の支払とに分けて記録される。

(c) 大券

大券の所持人は、当該大券により表章された本社債に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、T F Aは、当該大券の所持人に対し又は当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグの名簿に当該大券により表章された本社債の一定の額面金額の所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対し又は当該所持人の指図に従いT F Aが支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、（場合により）ユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルグに対してのみ支払を請求しなければならない。当該大券の所持人以外の者は、当該大券に関する支払についてT F Aに対する請求権を有しない。

本社債の利息は、アメリカ合衆国及びその属領外（合衆国財務省規則第1.163-5(c)(1)(ii)(A)に定義される。）においてのみ支払われるものとする。支払受領者が合衆国財務省規則第1.163-5(c)(2)(v)(B)(1)又は(2)に記載されている場合を除き、本社債の利息は、支払受領者がアメリカ合衆国内に有する口座には送金されないものとし、アメリカ合衆国内の住所には送付されないものとする。

上記規定にかかわらず、下記の場合に限り、大券に関する元金及び利息の支払は、合衆国（本号において、アメリカ合衆国（州及びコロンビア特別区、その領域、その属領及びその管轄に服するその他の地域を含む。）を意味する。）内の支払代理人の所定の事務所において行われる。

- (i) T F Aが、合衆国外に所定の事務所を有する支払代理人を、当該支払代理人が本社債に関して支払われるべき金額の全額を合衆国外の所定の事務所において上記の方法により支払期日に支払うことができるであろうという合理的な予想の下に指名しており、
- (ii) 本社債に関して支払われるべき金額の全額をかかる合衆国外の所定の事務所で支払うことが、違法であるか、又は外国為替規制若しくは利息の全額の支払若しくは受領に関するその他の類似の規制の適用により実質的に不可能であり、かつ、
- (iii) かかる支払が、合衆国法上、その時点において許容されており、かつ、（T F Aの意見によれば）T F Aにとって不利益な税務効果をもたらさないとき。

(d) 支払日

上記1(a)に従い、本社債又は利札に関する金員の支払期日が、支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本社債又は利札の所持人は当該支払呈示の場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延べに関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、商業銀行及び外国為替市場が、(A)当該呈示の場所（呈示が要求される場合）、(B)ロンドン及び(C)シドニーにおいて、支払決済並びに一般業務

(外国為替及び外貨預金の取扱いを含む。)を行っている日を意味する。

(e) 元金及び利息の解釈

「社債の概要」において、本社債に関する元金には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

(i) 下記「8 課税上の取扱い (1) オーストラリアの租税」に基づき、又は「12 その他 (4) 交替」に従い元金への追加若しくはその代替として付与される約定に基づき、元金に関し支払われることのある追加額。

(ii) 本社債の満期償還価格。

(iii) 本社債の期限前償還価格。

「社債の概要」において、本社債に関する利息には、場合により(ただし、上記(i)に定めるものを除く。)、下記「8 課税上の取扱い (1) オーストラリアの租税」に基づき、又は「12 その他 (4) 交替」に従い元金への追加若しくはその代替として付与される約定に基づき、利息に関し支払われることのある追加額を含むものとみなす。

4 本社債の地位及びクレジット・サポート・アグリーメント

本社債及び利払は、T F Aの直接、無条件、非劣後かつ(下記「5 担保又は保証に関する事項」に従い)無担保の債務であり、本社債相互の間において同順位であり、(法律上優先権が認められる一定の債務を除き)T F Aが随時負担する他の一切の無担保債務(劣後債務(もしあれば)を除く。)と同順位である。本社債及び利払は、トヨタ自動車とT F Sとの間の2000年7月14日付のクレジット・サポート・アグリーメント(その後の追補を含む。)(以下「トヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメント」という。))及びT F SとT F Aとの間の2000年8月7日付のクレジット・サポート・アグリーメント(以下「個別クレジット・サポート・アグリーメント」といい、トヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメントと併せて「クレジット・サポート・アグリーメント」と総称する。)(両契約とも日本法を準拠法とする。))による利益を享受する。これらのクレジット・サポート・アグリーメントは、本社債についてのトヨタ自動車又はT F Sによる直接又は間接の保証とみなされるものではない。トヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメントに基づくトヨタ自動車の債務及びクレジット・サポート・アグリーメントに基づくT F Sの債務は、直接、無条件、非劣後かつ無担保の債務であり、相互の間において同順位である。

5 担保又は保証に関する事項

T F Aは、本社債が未償還(以下に定義する。))である限り、関連債権(以下に定義する。))の保有者の利益のために、T F Aが負担若しくは明示的に保証し、又は補償を行っている関連債権を担保する目的で、その現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部について、抵当権、質権、先取特権、担保権その他の権利(以下、それぞれを「担保権」という。)(認可担保権(以下に定義する。))を除く。)を設定せず、かかる権利が発生することを容認しない。ただし、それと同時に本社債について、当該関連債権に関して付与され若しくは発生しているものと同じ担保を付す場合、又は本社債の未償還額面総額の過半を保有する本社債の所持人の書面による同意により承認され、若しくは代理契約(下記「12

その他（３）代理契約」に定義する。）に定めるところに従って定足数が満たされた当該本社債の所持人の集會に自ら若しくは代理人により出席した本社債の所持人が保有する本社債の未償還額面総額の過半をもって採択された決議により承認された保証、補償その他の担保が付される場合を除く。なお、この約束は、T F A及びその連結子会社の連結有形純資産（以下に定義する。）の20%を超えない合計額の未払関連債務を担保する担保権には適用されない。

本項、下記「６ 債務不履行事由」及び下記「７ 社債権者集會、変更及び権利放棄」において、本社債に関して「未償還」とは、下記のものを除く代理契約（下記「12 その他（３）代理契約」に定義する。）に基づき発行済みのすべての本社債をいう。

(a)代理契約又は本社債に適用される要項（以下「社債の要項」という。）に従って全額が償還された本社債。

(b)社債の要項に規定する償還期日が到来し、その償還資金（当該本社債に関して当該償還期日まで発生したすべての利息及び社債の要項に従って当該償還期日後に支払われるべき一切の利息を含む。）が代理契約の規定に従って代理人に対し適正に支払われ（必要な場合には、本社債の所持人に対し下記「９ 通知」に従って通知がなされる。）、当該社債の呈示により支払を受けることができる本社債。

(c)下記「10 消滅時効」に基づき無効となった本社債。

(d)上記「２ 償還及び買入れ」に従って買入れその他の方法により取得され、消却された本社債、及び上記「２ 償還及び買入れ」に従い買入れその他の方法により取得され、その後の転売又は再発行のためにT F Aによって現に所持されている本社債。

(e)下記「12 その他（１）代わり社債券及び代わり利札」に従って代わり券と引換えに提出された汚損又は毀損社債券。

(f)盗失又は破損した旨の申立てがなされ、下記「12 その他（１）代わり社債券及び代わり利札」に基づき代わり券が発行されている本社債（ただし、残存する本社債の金額を確定する意味においてのみであり、当該本社債のその他の地位には影響を及ぼさない。）。

(g)仮大券の要項に従い全額が恒久大券又は最終券面と適正に引換えられた仮大券、及び恒久大券の要項に従い全額が最終券面と適正に引換えられた恒久大券。

「社債の概要」において、

「連結有形純資産」とは、（適用ある準備金その他の適正な控除項目を控除後の）T F A及びその連結子会社の総資産額から一切の営業権、商標、トレードマーク、特許、未償却社債発行差金その他類品の無形資産を差引いた額をいう。かかるすべての項目は、オーストラリア連邦で一般に認められた会計原則に従って作成されたT F A及びその連結子会社の直近の貸借対照表に記載されたものをいう。

「関連債権」とは、ボンド、ノート、ディベンチャーその他の有価証券の形態をとり、又はこれらにより表章された債権のうち、最終償還期限が発行された日から１年を超えるものであって、かつ１又は複数の証券取引所に上場されているものをいう。

「認可担保権」とは、以下の担保権をいう。

(i)法令の適用又は相殺権に基づいて生じる担保権

(ii)トヨタ自動車によりトヨタ自動車の子会社（以下に定義する。）のために付与された担保権（かかる受益者がトヨタ自動車の子会社である間に限る。）、又はトヨタ自動車の子会社により、別のト

ヨタ自動車の子会社のために付与された担保権(かかる受益者がトヨタ自動車の子会社である間に限る。)

(iii) リミテッド・リコース・ファイナンス、証券化、又はこれらに類する取引(関連する担保権により担保されている債務に関する支払義務が、当該担保権が付された資産(債権を含むが、これに限定されない。)から生じる収益により満足されるもの)に関連して、又はこれらに基づいて発生した担保権

(iv) (A) 金銭債務 (account) 若しくは動産抵当証券 (chattel paper) の譲渡、(B) 商取引委託 (commercial consignment)、又は(C) PPSリース (PPS lease) において、当該取引が支払又は債務の履行を保証していない場合に付される担保権

本号において、「金銭債務」、「動産抵当証券」、「商取引委託」及び「PPSリース」とは、2009年オーストラリア個人資産担保法において定義された用語と同じ意味を有する。

「トヨタ自動車の子会社」とは、合衆国で一般に認められた会計原則に従って連結されているトヨタ自動車の子会社をいう。

6 債務不履行事由

(a) 以下に掲げる事由(以下、下記(i)から(iv)までのそれぞれを「債務不履行事由」という。)のいずれかが発生した場合、本社債の所持人は、その選択により、T F A及び代理人宛てに書面で通知することにより、当該本社債の元金及びその経過利息(もしあれば)が期限の利益を喪失し直ちに支払われるべき旨を宣言することができ、当該本社債の元金及びその経過利息(もしあれば)は、かかる書面による通知の受領日までにかかる不履行の全部がT F A(又はクレジット・サポート・アグリーメントに基づき、トヨタ自動車又はT F S)により治癒されない限り、期限の利益を喪失し直ちに支払われるべきものとなる。

(i) T F Aにより、いずれかの本社債の元金又は利息がその支払期日に支払われず、かかる不履行が支払期日後14日間継続した場合。

(ii) T F Aが履行又は遵守すべきである社債の要項に基づく約束、条件若しくは条項、又は代理契約に基づく本社債の所持人の利益のための約束、条件若しくは条項(本社債の元金及び利息の支払に関する条項を除く。)に関する履行又は遵守を怠り、かつ、適用ある猶予期間が満了した時点で、当該約束、条件又は条項が、本社債の未償還額面総額の25%以上を保有する本社債の所持人からT F A及び代理人に宛てて当該約束、条件又は条項の履行又は遵守を要求する書面による通知が最初になされた後、60日間履行又は遵守されなかった場合。

(iii) 管轄権を有する裁判所が、(a)適用ある破産法、支払不能法その他類似の法律に基づく強制手続において、T F Aに関する救済命令若しくは決定を下し、かつ、かかる命令若しくは決定が停止されることなく60日間継続した場合、(b) T F Aが支払不能にあると判断し、若しくはT F Aの会社更生、整理、調整若しくは和解の申立てを認める命令若しくは決定を下し、かつ、かかる命令若しくは決定が停止されることなく60日間継続した場合、又は(c) T F A若しくはその財産の重要な部分について管理人、管財人、清算人、譲受人、受託者その他類似の公職者を選任する、最終的かつ抗告不能の命令を下し、若しくはT F Aの解散若しくは清算を命じた場合。ただし、(a)、(b)又は(c)のいずれの場合も、新設合併、吸収合併、再建若しくは組織再編の目的によるもの、

又はこれらに伴うものであって、存続会社が本社債に基づくT F Aのすべての債務を有効に引受ける場合、又は本社債の未償還額面総額の過半を保有する本社債の所持人の書面による同意により、又は代理契約の定めるところに従って定足数が満たされた社債権者集会に自ら若しくは代理人により出席した本社債の所持人が保有する本社債の未償還額面総額の過半をもって採択された決議により、事前にその条件が承認されている場合を除く。

- (iv) T F Aが適用ある破産法、支払不能法その他類似の法律に基づく任意手続を開始した場合、T F Aがこれらの法律に基づく強制手続における救済の決定若しくは命令に同意した場合、T F AがT F Aの管理人、管財人、清算人、譲受人、受託者その他類似の公職者の選任若しくはこれらの者によるT F Aの財産の重要な部分の占有に同意した場合、若しくはT F Aが債権者のために譲渡を行った場合、T F Aが包括的にその支払債務を支払期日に履行できなくなった場合、又は上記いずれかの行為を遂行するためにT F Aが社内手続をとった場合(いずれの場合も、上記(iii)に記載の新設合併、吸収合併、再建又は組織再編の目的によるものを除く。)

本社債に関して上記期限の利益喪失宣言がなされた後、いずれかの本社債に関する金銭の支払を命じる判決又は決定が本社債の所持人により取得される前には、本社債の未償還額面総額の過半を保有する本社債の所持人の書面による同意により、又は代理契約に定めるところに従って定足数が満たされた社債権者集会に自ら若しくは代理人により出席した本社債の所持人が保有する本社債の未償還額面総額の過半をもって採択された決議により、かかる宣言及びその効果を撤回し、これを取消することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

- (1) T F Aが、(A)支払の遅滞している本社債の利息の全額及び(B)上記の期限の利益喪失以外の理由により支払われるべき本社債の元金の支払に足りる金額を支払ったか、又は代理人に預託し、かつ

- (2) 上記の期限の利益喪失宣言のみによって支払われるべきものとなった本社債の元金の不払以外の本社債に関するすべての債務不履行事由が(i)治癒されたか又は(ii)下記(b)に定めるところに従い権利放棄されたこと。

かかる撤回は、その後の不履行又はそれにより生じる権利に影響を及ぼさない。

- (b) 上記(a)(i)記載の事由以外のT F Aによる債務不履行事由又は未償還の本社債全部の所持人の書面による同意がなければ改定若しくは変更できない上記(a)(ii)記載の約束、条件又は条項の履行又は遵守をT F Aが怠った場合以外のT F Aによる債務不履行事由に関する権利は、本社債の未償還額面総額の過半を保有する本社債の所持人の書面による同意により、又は代理契約に定めるところに従って定足数が満たされた社債権者集会に自ら若しくは代理人により出席した本社債の所持人が保有する本社債の未償還額面総額の過半をもって採択された決議により、これを放棄することができる。ただし、かかる決議は、本社債の未償還額面総額の25%以上を保有する本社債の所持人により承認されなければならない。

7 社債権者集会、変更及び権利放棄

代理契約には、T F A、本社債の所持人及び利札の所持人の利益に影響を及ぼす事項(社債の要項の変更又は権利放棄を含む。)を審議するための本社債及び利札の所持人の集会に関する規定が含まれている。かかる規定はT F A、本社債の所持人及び利札の所持人に対し拘束力を有する。

T F A 及び(代理契約の場合は)代理人は、(i)代理契約、本社債若しくは利札の規定の意味の不明確性を正すため、かかる規定の不備を是正、訂正若しくは補完するため、下記「12 その他 (2) 新設合併又は吸収合併」に定められた他の法人による T F A の承継を証明するため、若しくは下記「12 その他 (4) 交替」に基づいて T F A の交替を定めるため、(ii)本社債の追加発行のために必要又は妥当であり、かつ、未償還の本社債の所持人に重大な不利益を及ぼさない代理契約の条項の変更を行うため、又は(iii) T F A 及び(代理契約の場合は)代理人が必要若しくは妥当と判断し、本社債及び利札の所持人の利益に重大な悪影響を及ぼさない方法により、代理契約、本社債及び利札を本社債又は利札の所持人の同意を得ずに変更することができるものとする。また、T F A 及び代理人は、本社債の未償還額面総額の過半を保有する本社債の所持人の書面による同意により、又は代理契約の定めるところに従って定足数が満たされた当該本社債の所持人の集会に自ら若しくは代理人により出席した本社債の所持人が保有する本社債の未償還額面総額の過半をもって採択された決議(ただし、かかる決議は、本社債の未償還額面総額の25%以上を保有する本社債の所持人により承認されなければならない。)により、代理契約に新たな規定を追加するため、代理契約の規定を方法のいかんを問わず変更し若しくは削除するため、又は本社債及び利札の所持人の権利を方法のいかんを問わず変更するため、代理契約又は本社債及び利札の要項を修正又は改定する契約を随時締結することができる。ただし、各本社債の所持人の同意又は賛成の議決権の行使を受けずに、かかる契約により、(i)本社債の元金若しくは利息の支払期日の変更、(ii)本社債の元金若しくは利息の減額、(iii)下記「8 課税上の取扱い (1) オーストラリアの租税」に定める T F A の追加額の支払義務の変更、(iv)代理契約若しくは社債の要項を変更若しくは改定するため、若しくは将来の遵守若しくは過去の債務不履行に関する権利を放棄するための所持人の同意に必要な未償還の本社債の額面総額に対する割合の減少、又は(v)決議が採択される本社債の所持人の集会において未償還の本社債の所持人の同意に必要な未償還の本社債の額面総額に対する割合の減少を行ってはならない。決議を採択するために招集された社債権者集会における定足数は、本社債の未償還額面総額の過半を保有又は代表する2名以上の者とし、延会においては、本社債の未償還額面総額の25%を保有又は代表する1名以上の者とする。上記の修正、改定又は権利放棄に対する同意に関して本社債の所持人又はこれを代理する者により交付された証書は、撤回することができず、最終的なものとして当該本社債の将来の所持人全員に対し拘束力を有する。代理契約、社債の要項又は利札に関する修正、改定又は権利放棄は、これに同意したか否か、集会に出席したか否か、また、当該修正、改定又は権利放棄に関する注記が本社債及び利札になされているか否かを問わず、最終的なものとして本社債及び利札の将来の所持人全員に対し拘束力を有する。本項における本社債の所持人の同意は、提案された変更に関する特定の文言に対する承認である必要はなく、その内容に対する承認をもって足りる。

代理契約、本社債又は利札の改定契約の締結後に認証され交付される本社債券には、代理契約の改定契約において定められた事項に関して代理人が承認する様式による注記を付すことができる。

T F A は、かかる改定契約に含まれた修正に合致させるために必要であると代理人及び T F A が判断した修正を加えた本社債の新たな社債券を作成することができ、かかる本社債券は、代理人がこれを認証した上で本社債の旧社債券と交換することができる。

8 課税上の取扱い

(1) オーストラリアの租税

(a) 本社債に関する租税

本社債に関する一切の元金及び利息は、オーストラリア連邦若しくはその州、準州その他の下部行政主体又はその域内の課税権を有する当局によって課され、又は徴収される、あらゆる性質の現在又は将来の公租公課のために源泉徴収又は控除がなされることなく支払われる。ただし、かかる源泉徴収又は控除が法律上必要な場合は、この限りでない。かかる場合、T F Aは、本社債又は利札の所持人に対し、本社債の所持人又は利札の所持人がかかる源泉徴収又は控除後に受領する本社債の元金及び利息の受取額の純額を、かかる源泉徴収又は控除がなされなければ本社債又は利札について受領することができた金額と等しくするために必要となる追加的な額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、以下のいずれかに該当する場合、T F Aは、本社債又は利札に関するかかる追加額を支払う義務を負わない。

(i) 以下のいずれかの理由により、当該本社債又は利札の所持人が当該本社債又は利札に関する公租公課の支払義務を負っている場合。

(A) 本社債若しくは利札の所有又は元利金の受領以外にオーストラリア連邦と何らかの関係を有していること。

(B) 法律上の要件を遵守し、若しくは第三者に法律上の要件を遵守させること、若しくは本社債若しくは利札の支払呈示がなされた場所の税務当局に対して非居住者である旨の宣言若しくはその他の類似する免除の出願をなすこと若しくは第三者にかかる宣言若しくは出願をさせることにより、合法的にかかる源泉徴収若しくは控除し得たにもかかわらずそれを行わなかったこと。

(C) T F Aの国外の関係者であり、決済機関、支払代理人、カストディアン、ファンド・マネージャー又はオーストラリア2001年会社法（以下「会社法」という。）上の登録されたスキームの責任者以外の立場で行為している者であること。「国外の関係者」とは、以下のいずれかに該当するT F Aの関係者（オーストラリア1936年所得税査定法第128条F（9）に定義される。）をいう。

a) オーストラリア国内の恒久的施設において若しくはこれを通じて事業を行う過程で本社債を取得していないオーストラリアの非居住者

b) オーストラリア国外の恒久的施設において若しくはこれを通じて事業を行う過程で本社債を取得しているオーストラリアの居住者

(ii) 関連日の後30日を過ぎてなされた支払呈示の場合。ただし、かかる30日の期間の最終日が支払日（上記「3 支払（d）支払日」に定義する。）であるとした場合に、かかる日に支払呈示がなされていれば、当該本社債の所持人又は利札の所持人が当該追加額を受領する権利を有していた場合を除く。

(iii) かかる源泉徴収又は控除が、個人に対する支払に対して課され、かつ、欧州連合理事会指令2003/48/E C又は当該指令の実施若しくは遵守のための法律若しくは当該指令に適合するために制定された法律に基づき必要な場合。

(iv) 当該本社債又は利札の所持人が、本社債又は利札を欧州連合の加盟国内の他の支払代理人に対して提示すればかかる源泉徴収又は控除が免除される場合。

本号において「関連日」とは、当該支払に関する最初の支払期日を指すが、支払われるべき金員の全額を代理人が当該支払期日までに適正に受領していない場合には、当該金員を受領し、またかかる旨の通知が下記「9 通知」に従い適正に本社債の所持人に対してなされた日を指す。

(b) 利息源泉徴収税

オーストラリア

下記は、本訂正発行登録書の提出日現在における1936年及び1997年オーストラリア所得税査定法（以下「オーストラリア租税法」と総称する。）並びに関連する規則、判決又は司法表明若しくは行政表明に基づく、本社債に係る利息（オーストラリア租税法に定義される。）の支払に関する一定のオーストラリアの税効果その他の一定の事項を全般的に概説したものである。

この概説は、すべての事項を網羅したものではなく、相当の注意をもって取り扱われなければならない。殊に、この概説は、一定の種類の本社債の所持人の地位（証券のディーラー、カストディアン、又は他の者を代理して本社債を保有するその他の第三者を含むが、これに限定されない。）について記述したものではない。

この概説は、特定の投資家に対する法律上又は税務上の助言を目的にしておらず、またそのように解釈されてはならないものとする。本社債を所持しようとする者は、その者特有の状況を前提とした本社債への投資に係る課税上の取扱いに関して、専門知識を有する自身の顧問に相談し、その助言を参考にすべきである。

序説

オーストラリア租税法では、利息源泉徴収税（interest withholding tax）（以下「IWT」という。）及び配当源泉徴収税（dividend withholding tax）との関係で、有価証券について、（すべての主体についての）「負債利息（debt interest）」又は（会社についての）「株式利息（equity interest）」のいずれかへの分類が行われる。IWTは、免除が適用される場合を除き、TFAから、オーストラリアの非居住者（オーストラリア国内の恒久的施設において、若しくはかかる恒久的施設を通じて事業を行う過程で所得を得る者を除く。）又はオーストラリア国外の恒久的施設において、若しくはかかる恒久的施設を通じて事業を行う過程で所得を得るオーストラリアの居住者に対して支払われた利息の総額に対して10%の税率で支払わなければならない。これらとの関係で、オーストラリア租税法第128条A（1AB）では、利息には利息及びその他の一定の金額と同じ性質を有する金額又はそれらに代わる金額が含まれることが定義されている。

TFAは、これらとの関係で本社債を「負債利息」及び「ディベンチャー」の両方に分類する予定である。

IWTの免除は、本社債につき支払われた利息について、(a)オーストラリア租税法第128条Fの要件が満たされた場合又は(b)適用ある二重課税条約の要件が満たされた場合に適用される。TFAは、本社債がオーストラリア租税法第128条Fに基づく免除の要件を満たすことを意図している。

利息源泉徴収税

本社債につき支払われた利息に関するオーストラリア租税法第128条Fに基づく I W T の免除の要件は、以下のとおりである。

- (a) T F A が本社債を発行する時点及び利息（オーストラリア租税法第128条A（1 A B）に定義される。）が支払われる時点で、T F A がオーストラリアの居住者であり会社であること。
- (b) 本社債が、オーストラリア租税法第128条Fの公募基準を満たす方法により発行されていること。本社債に関連して、公募基準を充足するものとして主に5種類の方法があり、それらは、資本市場における貸し手がT F A が本社債を募集しているという事実を認識できるようにすることを意図している。要約すると、5種類の方法とは以下のとおりである。
 - (i) 関係を有しない10名以上の融資業者又は証券ディーラーに対して募集を行うこと。
 - (ii) 100名以上の投資家に対して募集を行うこと。
 - (iii) 上場された本社債の募集を行うこと。
 - (iv) 公衆がアクセス可能な情報源を通じて募集を行うこと。
 - (v) 30日以内に上記のいずれかの方法により本社債の売付けの申込みをするディーラー、マネージャー又は引受人に対して募集を行うこと。

さらに、上記の方法のいずれかによる本社債の発行（大券の様式によるものであると否とを問わない。）及び本社債の持分の募集は、以下の公募基準を満たさなければならない。

- (c) 発行の時点で、オーストラリア租税法第128条F（5）により許される場合を除き、本社債又は本社債の持分が、直接又は間接にT F A の「関係者（associate）」によって取得され、又はその後取得される予定であることをT F A が認識しておらず、又はかかる疑いを持つべき合理的な根拠がなく、かつ
- (d) 利息の支払の時点で、オーストラリア租税法第128条F（6）により許される場合を除き、支払受領者がT F A の「関係者」であることをT F A が認識しておらず、又はかかる疑いを持つべき合理的な根拠がないこと。

関係者

オーストラリア租税法第128条FにおいてT F A の「関係者」には、以下の者が含まれる。

- (i) T F A の議決権を有する株式の50%超を保有し、又はその他の方法によりT F A を支配する自然人又は法人
- (ii) T F A が議決権を有する株式の50%超を保有し、又はその他の方法によりT F A が支配する法人
- (iii) T F A が信託に基づき受益権を有する場合（直接、間接を問わない。）の当該信託の受託者
- (iv) 上記のいずれかによりT F A の「関係者」となる他の者又は会社の「関係者」である自然人又は法人

しかし、「関係者」には以下の者は含まれない。

- (A) 国内の関係者（すなわち、オーストラリア国外の恒久的施設において、又はかかる恒久的施設を通じて事業を行う過程で本社債を保有していないオーストラリアの居住者である関係者、及びオーストラリア国内の恒久的施設において、又はかかる恒久的施設を通じて事業を行う過程で本社債を保有している非居住者である関係者）
- (B) 次の地位を有する国外の関係者（すなわち、オーストラリア国外の恒久的施設において、又はかかる恒久的施設を通じて事業を行う過程で本社債を保有しているオーストラリアの居住者である関係者、及びオーストラリア国内の恒久的施設を通じて事業を行う過程で本社債を保有していない非居住者である関係者）
- (i) 第128条F(5)の場合、本社債の発行に関するディーラー、マネージャー若しくは引受人又は決済機関、カストディアン、ファンド・マネージャー若しくは（会社法上の）登録された管理投資スキームの責任者
- (ii) 第128条F(6)の場合、決済機関、支払代理人、カストディアン、ファンド・マネージャー又は（会社法上の）登録された管理投資スキームの責任者

オーストラリア租税法第128条Fの遵守

T F Aは、本社債がオーストラリア租税法第128条Fの要件を満たす方法で発行されることを意図している。

最近の租税条約に基づく免除

オーストラリア政府は、多数の国々（以下、それぞれを「特定国」という。）と、新規又は改定二重課税条約（以下「本新規条約」という。）を締結している。本新規条約は、特定国の居住者によって得られた利息に適用される。要約すると、本新規条約は、以下により得られた利息にIWTが課されることを阻止する効力を有する。

- ・ 関連する特定国の政府並びに特定国の政府当局及び政府機関
- ・ 「特定国」の居住者であり、T F Aとは関係がなく完全に独立して取引を行っている「金融機関」。「金融機関」とは、主に資金調達及び資金提供事業を行うことにより利益を得ている銀行又はその他の形態の企業をいう（ただし、見返り融資又は経済的にそれと同等の取引に基づく利息には、かかる免除は適用されない。）。

オーストラリア連邦財務省は、オーストラリアが関係する二重課税条約について、国、現状、源泉税率の限度及びオーストラリア国内での施行状況の詳細を記載した一覧を作成している。

オーストラリア租税法第126条

オーストラリア租税法第126条は、T F Aがオーストラリア税務庁に対して所持人の氏名及び住所を開示しない場合、無記名式の本社債の利息の支払について、45%の税率で一種の源泉徴収税を課すが、第126条の適用範囲は、オーストラリアの居住者又はオーストラリア国内の恒久的施設において、若しくはかかる恒久的施設を通じてオーストラリア国内において事業を行っている非居住者である無記名式の本社債を所有する者に限定される。本社債の持分がユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグを通じて保有されている場合、T F Aは、これらの決済機

構をオーストラリア租税法第126条における当該本社債の所持人として取り扱うことを予定している。

その他の租税に関する事項

現行のオーストラリア法に基づく課税上の取扱いは以下のとおりである。

- (a) 相続税：本社債は、死亡時に保有されていた場合には、オーストラリア又は課税権を有するその下部行政組織若しくは当局により課される相続税、遺産税又は承継税の対象とならない。
- (b) 印紙税その他の租税：オーストラリアにおいて、本社債の発行又は譲渡に関しては、従価印紙税、発行税、登録税又はそれに類似した租税は課されない。
- (c) 供給源泉徴収税：本社債に関する支払には、1953年オーストラリア課税管理法別表1の第12-190条に基づく「供給源泉徴収税」は課されない。
- (d) 物品サービス税（GST）：本社債に関する供給が受領課税金融供給又は（海外の購入者の場合には）GST非課税供給であることを理由として、本社債の発行又は取得によってオーストラリアのGSTの納税義務が発生することはない。また、TFAによる元利金の支払又は本社債の処分はいずれも、オーストラリアにおけるGSTに係る責任を発生させない。
- (e) 金融取引に関する税制：2009年オーストラリア金融取引に関する税制改正法（以下「オーストラリア税制改正法」という。）は、特定の納税者に対して「金融取引」からの損益を計上するための課税のタイミングに関する新たな規則を導入した。

この新たな規則は、2010年7月1日以降に開始する最初の課税年度から適用される（ただし、納税者が希望により、2009年7月1日以降に開始した課税年度についてかかる規則を適用することを選択している場合がある。）。かかる新たな規則上、本社債は「金融取引」に該当することになると思われる。オーストラリア税制改正法は、IWTの課税に関する規定に影響を与えるものではない。特に、かかる新たな規則は、オーストラリア租税法第128条Fに基づき適用される免除に優先する方法で適用されることはない。

しかしながら、この新たな規則は、特定の納税者に対しては適用されない。例えば、同規則は、様々な取引高又は資産の要件を充足する個人又はその他特定の事業体（特定の年金団体及び管理投資スキーム等）である本社債の所持人に対しては、当該所持人がかかる新たな規則を当該所持人の全ての「金融取引」に適用することを選択しない限りは、原則として適用されない。

(2) 日本国の租税

日本国の居住者又は内国法人が支払を受ける本社債の利息及び本社債の償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額を超える場合の超過額は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となる。本社債の譲渡によって生ずる所得については、その譲渡人が法人である場合には益金となるが、個人である場合には日本国の租税は課されない。

9 通知

本社債に関するすべての通知は、ロンドンにおいて刊行されている主要な英文の日刊新聞（フィナンシャル・タイムズが予定されている。）又は（それが不可能である場合は）TFAが代理人と協議の上決

定する(英国において刊行されている)その他の英文の日刊新聞に公告されることにより有効に行われるものとする。そのように公告された通知は公告が掲載された日になされたものとみなされるが、2回以上掲載された場合には、最初の掲載日になされたものとみなされる。利札の所持人は、本項に従って本社債の所持人に対してなされた内容の通知を受けたものとみなされる。

本社債の最終券面が発行されるまでの間は、大券がすべてユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグのために保有されている限り、上記の新聞への掲載をユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグに対する当該通知の交付(ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグはこれを本社債の所持人に通達する。)に代えることができる。ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグに対して交付された通知は、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグに対して当該通知がなされた日の3日後に本社債の所持人に対してなされたものとみなされる。

本社債の所持人により行われる通知は、書面により、これに本社債券を添えて代理人に預託することにより行われるものとする。本社債が大券により表章されている間は、本社債の所持人は、かかる通知を、代理人と(場合により)ユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルグがこのために承認した方法により、(場合により)ユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルグを通して代理人に対し行うことができる。

10 消滅時効

本社債及び利札は、それらに係る関連日(上記「8 課税上の取扱い(1) オーストラリアの租税」に定義する。)から5年以内に元金及び／又は利息に関する請求がなされない場合には無効となる。

T F Aが本社債の元金支払のために代理人に支払ったにもかかわらず、5年間請求されなかった金員は直ちにT F Aに返還される。本社債及び利札が無効となったときに、それらに関するT F A及び代理人のすべての債務は消滅する。

11 準拠法、裁判管轄及び適用除外

代理契約、本社債及び利札並びに代理契約、本社債及び利札に起因して又はこれらに関連して生じる非契約的債務は、英国法に準拠し、かつ、これに従って解釈される。

T F Aは、本社債の所持人及び利札の所持人の独占的な利益のために、代理契約、本社債及び利札並びに代理契約、本社債及び利札に起因して又はこれらに関連して生じる非契約的債務に関する一切の目的のために英国の裁判所の管轄に服することを取消不能の形で受諾しており、かつ、これに関し、トヨタ ファイナンシャル サービス(UK)ピーエルシーを、T F Aのための訴状送達代理人として選任する。T F Aは、トヨタ ファイナンシャル サービス(UK)ピーエルシーが、訴状送達代理人として行なうことができなくなり、又は英国内での登録を有しなくなった場合には、その他の者を訴状送達代理人として選任することに合意する。上記にかかわらず、T F Aはさらに、代理契約、本社債及び利札に起因して又はこれらに関連して生じる訴訟、法的措置又は法的手続(代理契約、本社債及び利札に起因して又はこれらに関連して生じる非契約的債務に関連する訴訟、法的措置又は法的手続を含む。)が、管轄権を有するその他の裁判所において提起されうることを、取消不能の形で受諾している。

本社債は、本社債の条項を実施するための1999年契約(第三者の権利)法に基づくいかなる権利も付与するものではないが、同法とは無関係に存在し又は行使可能な第三者の権利又は救済手段に影響を

及ぼすものではない。

12 その他

(1) 代わり社債券及び代わり利札

本社債券又は利札が紛失、盗失、汚損、毀損又は滅失した場合には、適用ある一切の法令に従い、ロンドンにおける代理人の所定の事務所(又は本社債の所持人に通知される合衆国外のその他の場所)において、代わり券を発行することができる。かかる代わり券の発行は、これに関してT F A及び代理人が負担する経費及び費用を代わり券の請求者が支払ったときに、T F A及び代理人が要求する証拠、補償、担保その他を条件として行われる。汚損又は毀損した本社債券又は利札は、代わり社債券又は代わり利札が発行される前に提出されるものとする。

(2) 新設合併又は吸収合併

T F Aは、他の法人と新設合併し、T F Aの資産の全部若しくは実質上全部を一体として他の法人に売却、賃貸若しくは譲渡し、又は他の法人と吸収合併することができる。ただし、いずれの場合も、(i) T F Aが存続法人であるか、又は承継法人がオーストラリア連邦若しくはその地方、領域、州若しくは下部行政主体の法律に基づき設立され存続する法人であり、かつ、当該承継法人が、当該承継法人、T F A及び代理人により締結された代理契約の改定契約によって、すべての本社債及び利札の元金及び利息(上記「8 課税上の取扱い (1) オーストラリアの租税」に定める追加額を含む。)の適正かつ適時の支払並びにT F Aが履行すべき本社債上の一切の約束及び条件の適正かつ適時の履行及び遵守を明文をもって引受けるものとし、さらに(ii)かかる取引の効力発生直後に上記「6 債務不履行事由」に定める債務不履行事由、及び通知若しくは時間の経過又はその双方によりかかる債務不履行事由となる事態が発生し継続してはならない。かかる新設合併、吸収合併、売却、賃貸又は譲渡の場合には、承継法人が上記の債務を引受けたときに、承継法人は、当該法人が社債の要項においてT F Aとして指名されているのと同様の効果をもって、T F Aを承継してその地位につき、(賃貸の方法による譲渡の場合を除き)被承継法人は本社債及び代理契約に基づく債務を免れる。

(3) 代理契約

本社債は、発行会社としてのトヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビービー(以下「T M F」という。)、トヨタ クレジット カナダ インク(以下「T C C I」という。)、トヨタ モーター クレジット コーポレーション(以下「T M C C」という。)及びT F A並びに発行代理人兼主支払代理人兼計算代理人として、そのロンドン支店を通じて職務を行うザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン (以下「代理人」(承継者たる代理人を含む。))及び「支払代理人」(追加の又は承継者たる支払代理人を含む。))という。)の間の2011年9月16日付の現行の改定代理契約(以下「代理契約」という。)に従い、その利益を享受して発行される。

(4) 交替

T F A(本項において前任の交替発行会社(以下に定義する。))を含む。))は、本社債の所持人及び利札の所持人の同意なしに、本社債、関連する利札及び代理契約の主たる債務者としてのT F Aに代わり、トヨタ自動車又はトヨタ自動車の子会社(T F Sを含む。)) (以下「交替発行会社」という。))と交替することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

- (a) T F Aに代わりトヨタ自動車の子会社(T F S、TMF、T C C I又はTMCCを除く。))が交替する場合のうち、T F Sの子会社と交替する場合は、かかる子会社とT F Sの間で個別クレジット・サポート・アグリーメントの条件に準じたクレジット・サポート・アグリーメントが締結され、かつトヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメントが同様の条件で適用されていること、また、トヨタ自動車の子会社(T F Sの子会社を除く。))と交替する場合は、かかる子会社とトヨタ自動車の間でトヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメントの条件に準じたクレジット・サポート・アグリーメントが締結されていること。
- (b) 交替発行会社及びT F Aは、交替が完全な効力を有するために必要な代理契約に定める捺印証書(及びその他の書類(もしあれば)) (以下「交替書類」という。))を作成するものとし、当該書類のもとで、(上記の一般性を制限することなく)、(i)交替発行会社は、T F Aに代わり、本社債及び利札並びに代理契約の主たる債務者として、本社債及び利札並びに代理契約にT F Aに代わりその名称が記載されていたかのように、本社債の所持人及び利札の所持人のために、本社債及び利札の条件並びに代理契約の規定に従うことを約束し、(ii) T F Aは、本社債及び利札並びに代理契約について主たる債務者としての義務を免除されること。
- (c) 上記(b)の一般性を害することなく、交替発行会社が、T F Aが服する課税管轄と異なるか又は追加的な課税管轄に服することとなる場合、交替発行会社は、交替書類において、上記「8 課税上の取扱い (1) オーストラリアの租税」に相当する表現で、T F Aの課税管轄に関する内容について、これを交替発行会社が服することとなる課税管轄又は追加的に服することとなる課税管轄に関する内容に置換え又はこれに追加することを約束又は誓約し、その場合、交替が効力を生じる時に上記「8 課税上の取扱い (1) オーストラリアの租税」はこれに従って修正されたものとみなされること。
- (d) 交替書類には、(i)交替発行会社及びT F Aが、かかる交替に必要な一切の政府及び規制当局による許可及び同意を取得しており、交替発行会社が、交替書類に基づく義務の履行に必要な一切の政府及び規制当局による許可及び同意を取得しており、かかる許可及び同意がすべて完全に有効であること、(ii)本社債及び利札並びに代理契約について交替発行会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条件に従って有効かつ拘束力を有し、本社債の所持人により強制執行可能であること、並びに(iii)交替発行会社が支払能力を有することの保証及び表明が記載されること。
- (e) T F Aがオーストラリアで全国的に認知された調査格付機関より取得し、本社債に適用された格付は、かかる交替により引下げられることはないこと。
- (f) 交替発行会社が英国で設立された会社ではない場合、交替発行会社は、本社債及び利札並びに代理契約により又はこれらに関連して生じる訴訟又は法的手続に関して、交替発行会社に代わり訴状を受領する英国の代理人をその送達受領代理人として任命していること。

- (g) T F Aに代わりT C C I又はトヨタ自動車のカナダ子会社が交替する場合、当該交替発行会社により源泉徴収税又は他の税金は支払われず、又は控除することを要求されないこと。
- (h) 交替発行会社が選任した定評ある法律顧問により、代理人に対して、(i)(必要に応じて)交替発行会社及びT F Aが設立された各法域及び英国において、交替が効力を生じた場合、交替書類が、交替発行会社の法的に有効かつ拘束力ある義務を構成し、本社債及び利札並びに代理契約が交替発行会社の法的に有効かつ拘束力ある義務を構成し、その条件に従って強制執行可能であることを確認する旨の法律意見書、及び(ii)日本及び交替発行会社が設立された法域において、上記(a)に基づきクレジット・サポート・アグリーメントが締結される場合には、当該クレジット・サポート・アグリーメントがトヨタ自動車、T F S及び交替発行会社の法的に有効かつ拘束力ある義務を構成し、その条件に従って強制執行可能であることを確認する旨の法律意見書が提出されていること(かかる法律意見書は、代理人からその写しを入手することが可能なものであり、かつ、いずれの場合も、交替予定日前3日以内の日付のものとする。)
- (i) 交替に関連して、交替発行会社及びT F Aは、それらが特定の領域に所在若しくは居住し、特定の領域と関係を有し又は特定の領域の法域に服していることによる、各本社債の所持人に対するかかる交替の影響については考慮しないこと、また、いかなる者も、かかる交替によるその者への税務効果について、「8 課税上の取扱い (1) オーストラリアの租税」に規定されるもの及び／又は上記(c)に従って追加的に若しくは置換えて交替書類において約束されたものを除き、交替発行会社、T F A、代理人又はその他の者に対して、いかなる補償又は支払も要求してはならないこと。

上記(b)に定める交替書類が作成された場合、(i)交替発行会社は、T F Aに代わり、主たる債務者として本社債及び利札並びに代理契約にその名称が記載される発行会社となり、これにより、本社債及び利札並びに代理契約は、主たる債務者としての交替発行会社による交替が効力を有するよう修正されたものとみなされ、(ii)T F Aは、上記のとおり、本社債及び利札並びに代理契約について主たる債務者としての一切の義務を免除される。交替発行会社がT F Aと交替した時以降、(A)T F Aは、本社債及び利札について、本社債の所持人及び利札の所持人に対して一切の義務を負わず、(B)交替発行会社は、(上記(c)に従って)本社債及び利札についてT F Aが有していた権利を有し、(C)交替発行会社は、本社債及び利札についてT F Aが本社債の所持人及び利札の所持人に対して負っていた義務を引き継ぐこととなる。

本社債が未償還である限り、かつ本社債、利札、代理契約又は交替書類に関して本社債の所持人又は利札の所持人により交替発行会社又はT F Aに対してなされた請求について最終判決、示談又は免責がなされていない限り、交替書類は、代理人に預託され、代理人により保管される。交替発行会社及びT F Aは、交替書類において、各本社債の所持人が、本社債、利札、代理契約又は交替書類を執行するために交替書類の呈示を受ける権利を認めるものとする。

本項に基づく交替が効力を生じた後14日以内に、T F Aは、かかる交替について、上記「9 通知」に従って、本社債の所持人に対して通知するものとする。

(5) 様式、額面及び所有権

本社債は無記名式で発行され、(最終券面の場合は)社債券番号が付され、豪ドル建てで、各社債券の額面金額は1,000豪ドルである。最終券面の様式の無記名式本社債は、利札付で発行される。

以下に記載される条件に従って、本社債及び利札の所有権は交付により移転する。各利札の所持人は、当該利札が社債券に添付されているか否かを問わず、利札の所持人という資格に基づき、本社債に含まれている当該利札に関係する一切の規定の適用を受け、これに拘束される。以下に記載される条件に従って、T F A及び支払代理人は、(満期が到来しているか否かを問わず、また、本社債若しくは利札の所有に係る注記、券面上の記載又は本社債若しくは利札の以前の紛失若しくは盗失の注記を含む、それに反する内容の通知にかかわらず)本社債又は利札の持参人をその完全な権利者としてみなして取扱うことができる。ただし、仮大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

当該時点においてユーロクリア若しくはクリアストリーム・ルクセンブルグ又はその他の合意された決済機関の名簿に特定の額面金額の当該本社債の所持人として登録されている者(ユーロクリア若しくはクリアストリーム・ルクセンブルグ又はその他の合意された決済機関に口座を保有している決済機関(ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグを含む。)を除く。この場合、いずれかの者の口座に貸記されている本社債の額面金額に関してユーロクリア若しくはクリアストリーム・ルクセンブルグ又はその他の合意された決済機関が発行した証明書その他の書類は、明白な誤り又は立証された誤りがある場合を除き、すべての点において最終的で拘束力を有する。)は、T F A、代理人及びその他の支払代理人によりすべての点(本社債の元利金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、仮大券の条項に従い、仮大券の所持人が、T F A、代理人及びその他の支払代理人により当該本社債の所持人として取扱われるものとし、「本社債の所持人」及びこれに関連する用語はこれに従って解釈される。)において当該額面金額の本社債の所持人として取扱われる。仮大券により表章される本社債は、その時点におけるユーロクリア又は(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルグの規則及び手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

本社債は、当初仮大券の形態で発行され、当該仮大券は当初発行日までにユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの共通預託機関に利札を付さずに引渡される。本社債が仮大券によって表章されている間は、交換日(以下に定義する。)より前に支払期日の到来する元金及び利息(もしあれば)の支払は、ユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグに対して合衆国財務省規則により定められた非合衆国実質所有が証明された場合に限り、仮大券の呈示と引換えに行われる。本社債の売出し完了後40日目の日(以下「交換日」という。)以後、仮大券の持分は、仮大券の条項に従って合衆国財務省規則により定められた非合衆国実質所有の証明書と引換えに(手数料なしで)利札を付さない恒久大券の持分と交換される。仮大券の所持人は、正当な証明を行ったにもかかわらず、仮大券の恒久大券の持分との交換が不当に留保又は拒絶された場合を除き、交換日以降、支払期日を迎えた利息又は元金の支払を受ける権利を有しない。恒久大券は、次のいずれかの場合に、その全部(一部は不可)をセキュリティー印刷された利札付の最終券面と交換される。

(i) T F Aが要求したとき。

(ii) (手数料なしで) 交換事由が発生したとき。

「交換事由」とは、(i)債務不履行事由が発生し、継続しているとき、(ii)ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの双方又は恒久大券を保有しているその他の合意された決済機関が、連続する14日間業務を停止し（法律等に基づく休日を理由とする場合を除く。）、恒久的に業務を停止する意向を表明し、若しくは実際に恒久的に業務を停止した旨の通知をT F Aが受け、その結果ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの双方又は恒久大券を保有しているその他の合意された当該決済機関が本社債に関するそれらの職務を適切に遂行する意思を有しなくなったか又はその能力を失い、かつ、代理人及びT F Aが適格な後継者をみつけることができないとき、又は(iii)恒久大券により表章されている本社債が最終券面様式であったならば課されなかったであろう不利益な税務効果にT F Aが服することとなり、又は服することが見込まれるときをいう。

T F Aは、交換事由が発生した場合、本社債の所持人に対し、上記「9 通知」に従い直ちに通知を行う。交換事由が発生した場合、（かかる恒久大券の持分の所持人の指示に従い行為する）ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグ及び／又は恒久大券を保有しているその他の合意された決済機関は、代理人に対し交換請求の通知を行うことができ、上記(ii)に規定される交換事由が発生した場合には、T F Aも代理人に対し交換請求の通知を行うことができる。かかる交換は、代理人が最初の当該通知を受領した日から45日以内に行われる。

次の文言が、すべての大券、最終券面及び利札に記載される。

「本証券を保有する米国人(合衆国内国歳入法に定義される。)は、内国歳入法第165(j)条及び第1287(a)条に定める制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、米国の本社債の所持人が、一定の例外を除き、本社債又は利札に関する損失を税務上控除することができず、また、本社債又は利札に係る売却、処分又は元金の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

(6) 代理人及び支払代理人

代理人及びその当初の所定の事務所は、以下のとおりである。

代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon

(The Bank of New York Mellon)

ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL)

代理人及びその他の支払代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、T F Aの代理人としてのみ職務を行い、本社債の所持人又は利札の所持人に対して義務を負わず、また、本社債の所持人又は利札の所持人と代理又は信託の関係を有しない。ただし、(本社債の所持人及び利札の所持人に対し本社債の償還及び利息の支払をするT F Aの義務に影響を及ぼすことなく)本社債の元金又は利息の支払のために代理人が受領した資金は、上記「10 消滅時効」に定められた消滅時効期間が満了するまで、代理人が本社債の所持人及び／又は利札の所持人のために信託保管する。T F Aは、代理契約に基づきT F Aに課された義務を履行し遵守すること、並びに代理契約に基づき代理人及びその他の支払代理人に課された義務をそれぞれ履行し遵守させるために合理的な努力を尽くすことに

合意する。代理契約は、一定の事情の下での代理人及びその他の支払代理人に対する補償及びそれらの責任免除のための規定を含んでおり、また、代理人及びその他の支払代理人がT F Aとの間で営業上の取引を行うことができ、かかる取引から生じた利益を本社債の所持人又は利札の所持人に帰属させる義務を負わない旨の規定を含んでいる。

T F Aは、以下のすべての条件を満たす場合には、代理契約の条項に基づき指名した支払代理人の指名を変更若しくは終了させる権利及び／又は追加の若しくはその他の支払代理人を指名する権利及び／又は支払代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

(i) 代理人を常置すること。

(ii) 欧州連合理事会指令2003/48/E C、又は当該指令の実施若しくは遵守のための法律若しくは当該指令に適合させるために制定された法律に基づく公租公課の源泉徴収又は控除を行う義務を負うことのない欧州連合の加盟国内に支払代理人を常置すること。

T F Aは、また、上記「3 支払 (c) 大券」の最終段落に記載された事情が生じた場合に限り、合衆国に所定の事務所を有する支払代理人を直ちに指名する。かかる指名の変更若しくは終了、新たな指名又は所定の事務所の変更は、上記「9 通知」に従って、本社債の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後にのみ(支払不能の場合には直ちに)効力を生じるものとする。

代理契約には、支払代理人が合併若しくは転換される法人又はその資産の全部若しくは実質上全部を譲渡する法人が、支払代理人の承継者となることを認める条項が含まれている。

(7) 追加発行

T F Aは、本社債又は利札の所持人の同意を得ることなく、すべての点(又は発行日、初回の利払日及び利息額、及び／又は発行価格を除くすべての点)において本社債と同順位の社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本社債と統合して単一のシリーズとすることができ、社債の要項中の「本社債」はこれに従って解釈される。

＜上記の社債以外の社債に関する情報＞

第 1 【募集要項】

該当事項なし

第 2 【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【売出有価証券】

【売出社債(短期社債を除く。)]

未定

2 【売出しの条件】

未定

第二部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(平成 24 年 3 月期) 自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日
平成 24 年 7 月 2 日、関東財務局長に提出。

2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし

3 【臨時報告書】

該当事項なし

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7 【訂正報告書】

該当事項なし

第 2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本訂正発行登録書提出日(平成24年 7 月 3 日)までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本訂正発行登録書提出日現在、当該事項に係る T F A の判断に変更はない。

第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第三部 【保証会社等の情報】

(以下の記載が、発行登録書の「第三部 保証会社等の情報」の見出しの直後に挿入される。)

＜トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2016年7月28日満期 豪ドル建社債に関する情報＞

第1 【保証会社情報】

該当事項なし

第2 【保証会社以外の会社の情報】

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

本社債に関して保証は付されない。しかし、本社債及び利札の所持人は、トヨタ自動車とTFSとの間の2000年7月14日付のクレジット・サポート・アグリーメント（その後の追補を含む。）及び2000年8月7日付のTFSとTFAとの間のクレジット・サポート・アグリーメント（両契約とも日本法に準拠する。）（以下、「クレジット・サポート・アグリーメント」と総称する。）による利益を享受することができる。本社債の所持人は、当該所持人が、請求書にクレジット・サポート・アグリーメントに基づき付与された権利を行使することを明示した書面を添えて提出することにより、TFS及び/又はトヨタ自動車（場合により）に対してクレジット・サポート・アグリーメントに基づく自己の債務の履行を直接請求する権利を有する。TFS及び/又はトヨタ自動車がそのような請求を本社債のいずれかの所持人から受領した場合には、TFS及び/又はトヨタ自動車は、当該所持人に対し、TFS及び/又はトヨタ自動車はクレジット・サポート・アグリーメントに基づく自己の債務の履行を怠ったために生じた損失又は損害を（当該所持人がいかなる行為又は手続をとることも要さず）直ちに補償する。請求を行った本社債の所持人は、その上で、直接TFS及び/又はトヨタ自動車に対して補償債務の強制執行を行うこともできる。クレジット・サポート・アグリーメントに基づくトヨタ自動車の債務は、直接、無条件、非劣後かつ無担保の債務と同順位とする。

各クレジット・サポート・アグリーメント及び（TFSとTFAとの間のクレジット・サポート・アグリーメントの場合は）その和訳文は、以下に記載のとおりである。

〔トヨタ自動車とT F Sとの間のクレジット・サポート・アグリーメント〕

クレジット・サポート・アグリーメント

本クレジット・サポート・アグリーメント（以下、「本契約」という。）は、2000年7月14日に、

- （１） 日本国愛知県豊田市トヨタ町１番地を本店所在地とする、トヨタ自動車株式会社（以下、「T M C」という。）、および、
- （２） 日本国愛知県名古屋市中区東区泉一丁目23番22号を本店所在地とする、トヨタファイナンシャルサービズ株式会社（以下、「T F S」という。）

との間で締結された。

ここに、以下のとおり合意する。

1. T M Cは、T F Sの発行済株式のすべてを直接または間接に所有するものとし、T F Sのボンド、ディベンチャー、ノートおよびその他の投資有価証券ならびにコマーシャルペーパー（以下「本証券」といい、3条で使用される場合を除き、T F Sが保証またはクレジット・サポート債務を負っているT F Sの子会社または関連会社によって発行される有価証券を含むものとする。）が残存する限り、かかる株式に直接もしくは間接に質権を設定し、またはいかなる担保の設定その他の処分をしないものとする。ただし、T M Cの法律顧問の見解により有効に争うことができないと見込まれる裁判所の判決または当局の命令に従って、かかる株式の一部または全部の処分が要求される場合はこの限りではない。
2. T M Cは、本証券が残存している限り、T F SおよびT F Sの子会社（もしあれば）をして、日本で一般に認められた会計原則に従って計算されたT F Sの直近の監査済年次連結貸借対照表における連結tangible net worthを、1,000万円以上に維持せしめるものとする。tangible net worthとは、資本金、資本剰余金および利益剰余金の総額から無形資産の額を控除した額をいう。
3. T F Sは、期限が現在到来またはやがて到来する本証券についての支払債務または保証およびクレジット・サポート契約に基づく債務を履行するに足る現金またはその他の流動資産を有さず、かつ、T M C以外の貸主からの信用供与に基づく未使用のコミットメントを有しないと判断した場合はいつでも、遅滞なくT M Cにかかる不足を通知するものとし、T M CはT F Sに対し、当該債務についての期限の到来する前に、その期限の到来したときにT F Sがかかる支払債務を完済することを可能とするに足る資金を提供するものとする。T F Sは、T M Cより提供されたかかる資金を、期限が到来した場合の当該支払債務の支払にのみ使用するものとする。

4. 本契約、ならびに本契約のいかなる内容およびTMCが本契約に従ってなしたいいかなる行為も、TMCによる本証券に対する直接または間接の保証とみなされることはないものとする。
5. 本契約は、TMCおよびTFS間の書面による合意によってのみ変更または修正されるものとするが、本証券の保有者が7条に基づきTMCに対して請求をした場合においては、すべての変更または修正はかかる保有者の同意を得なければならない。かかる変更または修正のいかなるものも、当該変更または修正当時に残存した本証券のいかなる保有者に対しても何らの悪影響も及ぼさないものとする。TMCまたはTFSは、かかる提案された変更または修正の30日前に、相手方に対し書面による通知をなすものとし、TFSまたはTMCの請求によりTFSまたは本証券に対する格付をした各調査格付機関（以下、「格付機関」という。）にその写しを送付するものとする。
6. TMCまたはTFSは、相手方に対する30日の書面による通知（各格付機関に写しを送付するものとする。）により、本契約を解除することができる。ただし、解除の効果は、（i）かかる解除の通知のなされた日以前から存するすべての本証券が弁済され、または（ii）各格付機関がTFSに対し、当該解除によってもかかる全ての本証券の格付が影響を受けないことを確認するまで、その効力を生じないものとする。
7. 本契約は、本証券の保有者の利益のために締結されるものであり、かかる保有者はTMCによる本契約の条項の遵守に依拠することができるものとする。TMCおよびTFSは、ここに、本証券の保有者は、TMCに対し、直接本契約に基づく義務の履行を請求する権利を有する旨合意する。かかる請求は、当該保有者が、本契約に基づく権利を行使することを明示した書面によりなされるものとする。TMCが、本証券の保有者のいずれかからかかる請求を受領した場合は、TMCは、いかなる行為または様式も踏襲することなしに、当該保有者がTMCの本契約に基づく義務の不履行によりまたはその結果として被った全ての損失または損害について、当該保有者に対し補償するものとする。かかる請求をした本証券の保有者は、直接TMCに対しかかる損害補償請求権の執行をすることができるものとする。その保有者の利益のためにtrusteeが選任されている本証券については、trusteeは、本証券の保有者の利益のために、直接TMCに対し上記請求をすることができ、場合により、かかる保有者のためにTMCに対し損害補償請求権を執行することができるものとする。ただし、trusteeがTMCに対し直接権利行使すべき場合において、かかる本証券の保有者の権利を保護するための合理的期間内にtrusteeが権利行使を行わず、かかる不行使が継続するときは、かかる本証券の保有者は本条に基づき認められる行為をなすことができる。
8. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。TMCおよびTFSは、ここに、本契約より生ずるいかなる訴えまたは手続きに関しても、東京地方裁判所の管轄に取消不能の形式により服する。

上記の証として、本契約の当事者は、頭書記載の年月日に、適正に授權された役員に本契約に署名および交付せしめた。

トヨタ自動車株式会社

代表取締役

張 富士夫 ㊞

トヨタファイナンシャルサービス株式会社

代表取締役

尾崎 英外 ㊞

[T F SとT F Aとの間のクレジット・サポート・アグリーメント]

(訳 文)

クレジット・サポート・アグリーメント

本クレジット・サポート・アグリーメント（以下、「本契約」という。）は、2000年8月7日に、

- (1) 日本国愛知県名古屋市中区泉一丁目23番22号を本店所在地とする、トヨタファイナンシャルサービス株式会社（以下、「T F S」という。）と
- (2) オーストラリア2061ニュー・サウス・ウェールズ州ミルソنز・ポイント ラベンダー・ストリート55 レベル19を本店所在地とする、ニュー・サウス・ウェールズ州に設立された会社である、トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド（A C N002 435 181）（A B N48 002 435 181）（以下、「T F A」という。）

との間で締結された。

ここに、以下のとおり合意する。

1. T F Sは、T F Aの発行済株式のすべてを直接又は間接に所有するものとし、T F Aのボンド、デイベンチャー、ノート及びその他の投資有価証券並びにコマーシャルペーパー（以下「本証券」という。）が残存する限り、かかる株式に直接若しくは間接に質権を設定せず、また、いかなる担保の設定その他の処分もしないものとする。ただし、T F Sの法律顧問の見解により有効に争うことができないと見込まれる裁判所の判決又は当局の命令に従って、かかる株式の一部又は全部の処分が要求される場合はこの限りではない。
2. T F Sは、本証券が残存している限り、T F A及びT F Aの子会社（もしあれば）をして、オーストラリアで一般に認められた会計原則に従って計算されたT F Aの直近の監査済年次連結貸借対照表における連結tangible net worthを、150,000豪ドル以上に維持せしめるものとする。tangible net worthとは、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の総額から無形資産の額を控除した額をいう。

3. T F Aは、期限が現在到来し又はやがて到来する本証券についての支払債務を履行するに足りる現金又はその他の流動資産を有さず、かつ、T F S以外の貸主からの信用供与に基づく未使用のコミットメントを有しないと判断した場合はいつでも、遅滞なくT F Sにかかる不足を通知するものとし、T F SはT F Aに対し、当該債務についての期限の到来する前に、その期限の到来したときにT F Aがかかる支払債務を完済することを可能とするに足りる資金を提供するものとする。T F Aは、T F Sより提供されたかかる資金を、期限が到来した場合の当該支払債務の支払にのみ使用するものとする。
4. 本契約、並びに本契約のいかなる内容及びT F Sが本契約に従ってなしたいかなる行為も、T F Sによる本証券に対する直接又は間接の保証とみなされることはないものとする。
5. 本契約は、T F S及びT F Aの間の書面による合意によってのみ変更又は修正されるものとするが、本証券の保有者が7条に基づきT F Sに対して請求をした場合においては、すべての変更又は修正はかかる保有者の同意を得なければならない。かかる変更又は修正のいかなるものも、当該変更又は修正当時に残存した本証券のいかなる保有者に対しても何らの悪影響も及ぼさないものとする。T F S又はT F Aは、かかる提案された変更又は修正の30日前に、相手方に対し書面による通知をなすものとし、T F A又はT F Sの請求によりT F A又は本証券に対する格付をした各調査格付機関（以下、「格付機関」という。）にその写しを送付するものとする。
6. T F S又はT F Aは、相手方に対する30日の書面による通知（各格付機関に写しを送付するものとする。）により、本契約を解除することができる。ただし、解除の効果は、（i）かかる解除の通知のなされた日以前から存するすべての本証券が弁済され、又は（ii）各格付機関がT F Aに対し、当該解除によってもかかる全ての本証券の格付が影響を受けないことを確認するまで、その効力を生じないものとする。

7. 本契約は、本証券の保有者の利益のために締結されるものであり、かかる保有者はT F Sによる本契約の条項の遵守に依拠することができるものとする。T F S及びT F Aは、ここに、本証券の保有者は、T F Sに対し、直接本契約に基づく義務の履行を請求する権利を有する旨合意する。かかる請求は、当該保有者が、本契約に基づく権利を行使することを明示した書面によりなされるものとする。T F Sが、本証券の保有者のいずれかからかかる請求を受領した場合は、T F Sは、いかなる行為又は様式も踏襲することなしに、当該保有者がT F Sの本契約に基づく義務の不履行により又はその結果として被った全ての損失又は損害について、当該保有者に対し補償するものとする。かかる請求をした本証券の保有者は、直接T F Sに対しかかる損害補償請求権の執行をすることができるものとする。その保有者の利益のためにtrusteeが選任されている本証券については、trusteeは、本証券の保有者の利益のために、直接T F Sに対し上記請求をすることができ、場合により、かかる保有者のためにT F Sに対し損害補償請求権を執行することができるものとする。ただし、trusteeがT F Sに対し直接権利行使すべき場合において、かかる本証券の保有者の権利を保護するための合理的期間内にtrusteeが権利行使を行わず、かかる不行使が継続するときは、かかる本証券の保有者は本条に基づき認められる行為をなすことができる。
8. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。T F S及びT F Aは、ここに、本契約より生ずるいかなる訴え又は手続きに関しても、東京地方裁判所の管轄に取消不能の形式により服する。

上記の証として、本契約の当事者は、頭書記載の年月日に、適正に授権された役員に本契約に署名及び交付せしめた。

トヨタファイナンシャルサービス株式会社

(署 名)

尾崎 英外

代表取締役

トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド

(署 名)

ロス・ページ・スプリンガー

業務執行取締役

(署 名)

矢島 一郎

次席業務執行取締役

(原 文)

CREDIT SUPPORT AGREEMENT

This Credit Support Agreement (the "Agreement") is made as of August 7, 2000 by and between

- (1) **TOYOTA FINANCIAL SERVICES CORPORATION**, a Japanese corporation having its principal office at 23-22, Izumi 1-chome, Higashi-ku, Nagoya City, Aichi Prefecture, Japan ("TFS"); and
- (2) **TOYOTA FINANCE AUSTRALIA LIMITED (ACN 002 435 181) (ABN 48 002 435 181)**, a company incorporated in New South Wales having its principal office at Level 19, 55 Lavender Street, Milsons Point, New South Wales 2061, Australia ("TFA").

WHEREBY it is agreed as follows:

1. TFS will, directly or indirectly, own all of the outstanding shares of the capital stock of TFA and will not directly or indirectly pledge or in any way encumber or otherwise dispose of any such shares of stock so long as TFA has any outstanding bonds, debentures, notes and other investment securities and commercial paper (hereafter "Securities"), unless required to dispose of any or all such shares of stock pursuant to a court decree or order of any governmental authority which, in the opinion of counsel to TFS, may not be successfully challenged.
2. TFS will cause TFA and TFA's subsidiaries, if any, to have a consolidated tangible net worth, as determined in accordance with generally accepted accounting principles in Australia and as shown on TFA's most recent audited annual consolidated balance sheet, of at least A\$150,000 so long as Securities are outstanding. Tangible net worth means the aggregate amount of issued capital, capital surplus and retained earnings less any intangible assets.
3. If TFA at any time determines that it will run short of cash or other liquid assets to meet its payment obligations on any Securities then or subsequently to mature and that it shall have no unused commitments available under its credit facilities with lenders other than TFS, then TFA will promptly notify TFS of the shortfall and TFS will make available to TFA, before the due date of such Securities, funds sufficient to enable it to pay such payment obligations in full as they fall due. TFA will use such funds made available to it by TFS solely for the payment of such payment obligations when they fall due.

4. This Agreement is not, and nothing herein contained and nothing done by TFS pursuant hereto shall be deemed to constitute a guarantee, direct or indirect, by TFS of any Securities.
5. This Agreement may be modified or amended only by the written agreement of TFS and TFA unless any holder of Securities has made a claim against TFS pursuant to clause 7, in which case any modification or amendment shall be subject to the consent of such a holder. No such modification or amendment shall have any adverse effect upon any holder of any Securities outstanding at the time of such modification or amendment. Either TFS or TFA will provide written notice to the other, with a copy to each statistical rating agency that, upon the request of TFA or TFS, has issued a rating in respect of TFA or any Securities (hereafter a "Rating Agency"), 30 days prior to such proposed modification or amendment.
6. Either TFS or TFA may terminate this Agreement upon 30 days written notice to the other, with a copy to each Rating Agency, subject to the limitation that termination will not take effect until or unless (i) all Securities issued on or prior to the date of such termination notice have been repaid or (ii) each Rating Agency has confirmed to TFA that the debt ratings of all such Securities will be unaffected by such termination.
7. This Agreement is executed for the benefit of the holders of Securities and such holders may rely on TFS's observance of the provisions of this Agreement. TFS and TFA hereby agree that the holders of Securities shall have the right to claim directly against TFS to perform any of its obligations under this Agreement. Such claim shall be made in writing with a declaration to the effect that such a holder will have recourse to the rights given under this Agreement. If TFS receives such a claim from any holder of Securities, TFS shall indemnify, without any further action or formality, such a holder against any loss or damage arising out of or as a result of the failure to perform any of its obligations under this Agreement. The holder of Securities who made the claim may enforce such indemnity directly against TFS. In relation to any Securities in respect of which a trustee has been appointed to act for the holders of such Securities, such trustee may make the above mentioned claim in favor of the holders of Securities directly against TFS and, where appropriate, it may enforce the indemnity against TFS in favor of such holders. Provided that, if the trustee, having become bound to proceed directly against TFS, fails to do so within a reasonable period thereafter to protect the interests of the holders of such Securities, and such failure shall be continuing, the holders of such Securities may take actions available under this clause.

8. This Agreement shall be governed by, and construed in accordance with, the laws of Japan. TFS and TFA hereby irrevocably submit to the jurisdiction of the Tokyo District Court over any action or proceeding arising out of this Agreement.

IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto have caused this Agreement to be executed and delivered by their respective officers thereunto duly authorised as of the day and year first above written.

TOYOTA FINANCIAL SERVICES
CORPORATION

By: _____
Hideto Ozaki
Representative Director

TOYOTA FINANCE AUSTRALIA LIMITED

By: _____
Ross Page Springer
Managing Director

By: _____
Ichiro Yajima
Deputy Managing Director

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

トヨタ自動車は、継続開示会社である。

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（平成24年3月期） 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
平成24年6月25日、関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

ハ. 臨時報告書

該当事項なし

ニ. 訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

<u>名 称</u>	<u>所 在 地</u>
トヨタ自動車株式会社 本社	愛知県豊田市トヨタ町1番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号
証券会員制法人札幌証券取引所	札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1

(3) 事業の概況及び主要な経営指標等の推移

イ. 事業の概況

トヨタ自動車およびその関係会社（子会社507社および関連会社212社（平成24年3月31日現在）により構成）においては、自動車事業を中心に、金融事業およびその他の事業を行っている。

なお、次の3つに区分された事業はトヨタ自動車が平成24年6月25日に提出した有価証券報告書「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記24」に掲げる事業別セグメント情報の区分と同様である。

自動車 当事業においては、セダン、ミニバン、2BOX、スポーツユーティリティビークル、トラック等の自動車とその関連部品・用品の設計、製造および販売を行っている。自動車は、トヨタ自動車、日野自動車㈱およびダイハツ工業㈱が主に製造しているが、一部については、トヨタ車体㈱等に生産委託しており、海外においては、トヨタ モーター マニュファクチャリング ケンタッキー㈱等が製造している。自動車部品は、トヨタ自動車および㈱デンソー等が製造している。これらの製品は、国内では、東京トヨペット㈱等の全国の販売店を通じて顧客に販売するとともに、一部大口顧客に対してはトヨタ自動車が直接販売を行っている。一方、海外においては、米国トヨタ自動車販売㈱等の販売会社を通じて販売している。

自動車事業における主な製品は次のとおりである。

主な製品の種類
LS、GS、クラウン、カムリ、プリウス、カローラ、アクア、ラクティス、ヴィッツ、パッソ、プリウスα、ノア、ヴォクシー、RAV4、タント、プロフィア ほか

金融 当事業においては、主としてトヨタ自動車およびその関係会社が製造する自動車および他の製品の販売を補完するための金融ならびに車両および機器のリース事業を行っている。国内では、トヨタファイナンス㈱等が、海外では、トヨタ モーター クレジット㈱等が、これらの販売金融サービスを提供している。

その他 その他の事業では、住宅の設計、製造および販売、情報通信事業等を行っている。住宅は、主にトヨタホーム㈱が製造し、同社および国内販売店を通じて販売している。

ロ. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

決算期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高 (百万円)	26,289,240	20,529,570	18,950,973	18,993,688	18,583,653
税金等調整前 当期純利益・損失(△) (百万円)	2,437,222	△ 560,381	291,468	563,290	432,873
当社株主に帰属する 当期純利益・損失(△) (百万円)	1,717,879	△ 436,937	209,456	408,183	283,559
包括利益・損失(△) (百万円)	775,284	△ 1,369,120	515,072	149,704	341,694
純資産額 (百万円)	12,526,194	10,600,737	10,930,443	10,920,024	11,066,478
総資産額 (百万円)	32,458,320	29,062,037	30,349,287	29,818,166	30,650,965
1株当たり株主資本 (円)	3,768.97	3,208.41	3,303.49	3,295.08	3,331.51
基本1株当たり 当社株主に帰属する 当期純利益・損失(△) (円)	540.65	△ 139.13	66.79	130.17	90.21
希薄化後1株当たり 当社株主に帰属する 当期純利益・損失(△) (円)	540.44	△ 139.13	66.79	130.16	90.20
株主資本比率 (%)	36.6	34.6	34.1	34.7	34.4
株主資本当社株主に 帰属する当期純利益率 (%)	14.5	△ 4.0	2.1	3.9	2.7
株価収益率 (倍)	9.2	—	56.1	25.7	39.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,981,624	1,476,905	2,558,530	2,024,009	1,452,435
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 3,874,886	△ 1,230,220	△ 2,850,184	△ 2,116,344	△ 1,442,658
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	706,189	698,841	△ 277,982	434,327	△ 355,347
現金及び現金同等物 期末残高 (百万円)	1,628,547	2,444,280	1,865,746	2,080,709	1,679,200
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (人)	316,121 〔 87,597〕	320,808 〔 80,244〕	320,590 〔 59,160〕	317,716 〔 66,396〕	325,905 〔 75,757〕

- (注) 1 トヨタ自動車の連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて作成している。
- 2 売上高は消費税等を含まない。
- 3 平成22年3月期より、連結に関する会計処理および開示の新たな指針を適用した。また、この指針の適用により、特定の過年度の金額は組替えが行われ再表示されている。なお、平成20年3月期の包括利益・損失(△)には非支配持分を含めていない。

(2) トヨタ自動車の経営指標等

回次	第104期	第105期	第106期	第107期	第108期
決算期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高 (百万円)	12,079,264	9,278,483	8,597,872	8,242,830	8,241,176
経常利益・損失(△) (百万円)	1,580,626	182,594	△ 77,120	△ 47,012	23,098
当期純利益 (百万円)	1,138,144	56,649	26,188	52,764	35,844
資本金 (百万円)	397,049	397,049	397,049	397,049	397,049
発行済株式総数 (千株)	3,447,997	3,447,997	3,447,997	3,447,997	3,447,997
純資産額 (百万円)	7,302,401	6,651,917	6,637,692	6,538,399	6,634,666
総資産額 (百万円)	10,435,805	9,163,662	10,350,776	9,593,164	10,612,765
1株当たり純資産額 (円)	2,317.42	2,118.98	2,113.70	2,081.64	2,091.65
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	140 (65)	100 (65)	45 (20)	50 (20)	50 (20)
1株当たり当期純利益 (円)	358.19	18.04	8.35	16.83	11.40
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	358.06	18.04	8.35	16.83	11.40
自己資本比率 (%)	69.9	72.5	64.0	68.0	62.4
自己資本利益率 (%)	15.8	0.8	0.4	0.8	0.5
株価収益率 (倍)	13.9	173.0	448.5	199.1	313.1
配当性向 (%)	39.1	554.4	538.9	297.2	438.5
従業員数 [外、平均臨時雇用人員] (人)	69,478 [17,651]	71,116 [14,092]	71,567 [8,725]	69,125 [8,753]	69,148 [9,139]

(注) 売上高は消費税等を含まない。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

T F S は、継続開示会社に該当しない会社である。

会社名・代表者の役職氏名及び本店の所在の場所

会社名 トヨタファイナンシャルサービス株式会社

代表者の役職氏名 取締役社長 佐々木 卓夫

本店の所在の場所 愛知県名古屋市中区牛島町 6 番 1 号

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

(1) 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

決算期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高 (百万円)	1,545,186	1,410,688	1,259,140	1,196,681	1,090,010
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	11,913	△71,359	238,470	373,839	295,708
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	5,695	△53,351	155,968	226,891	181,999
包括利益 (百万円)	—	—	—	153,042	166,343
純資産額 (百万円)	841,721	704,815	887,105	1,040,147	1,154,539
総資産額 (百万円)	13,538,783	13,272,345	12,915,100	13,055,981	12,872,858
1株当たり純資産額 (円)	529,084.61	443,012.84	558,370.10	655,145.55	728,062.36
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (円)	3,626.59	△33,970.89	99,311.50	144,470.90	115,886.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	6.1	5.2	6.8	7.9	8.9
自己資本利益率 (%)	0.6	—	19.8	23.8	16.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	8,059 (1,503.3)	8,400 (1,575.5)	8,024 (1,384.8)	8,138 (1,271.5)	8,376 (1,474.8)

(注) 1 売上高は消費税等を含まない。

2 平成21年3月期は1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を記載していない。

3 非上場である為、株価収益率を記載していない。

4 連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない為、「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の期末残高」を記載していない。

(2) トヨタファイナンシャルサービス株式会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

決算期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高 (百万円)	10,355	7,453	17,417	55,788	100,056
経常利益 (百万円)	5,740	2,466	6,658	47,913	90,662
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	4,132	△726	6,807	45,233	87,481
資本金 (百万円)	78,525	78,525	78,525	78,525	78,525
発行済株式総数 (株)	1,570,500	1,570,500	1,570,500	1,570,500	1,570,500
純資産額 (百万円)	158,508	157,938	165,657	209,975	245,734
総資産額 (百万円)	211,092	520,322	751,723	715,088	561,926
1株当たり純資産額 (円)	100,928.39	100,565.55	105,480.52	133,699.54	156,469.13
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	—	—	—	—	33,080 (33,080)
1株当たり当期純利益 金額又は当期純損失金 額(△) (円)	2,631.12	△462.41	4,334.34	28,801.77	55,703.02
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	75.1	30.4	22.0	29.4	43.7
自己資本利益率 (%)	2.6	—	4.2	24.1	38.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	59.4
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	80 (7.6)	83 (9.9)	83 (7.1)	85 (15.1)	88 (16.3)

(注) 1 売上高は消費税等を含まない。

2 平成21年3月期は1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を記載していない。

3 非上場である為、株価収益率を記載していない。

2 沿革

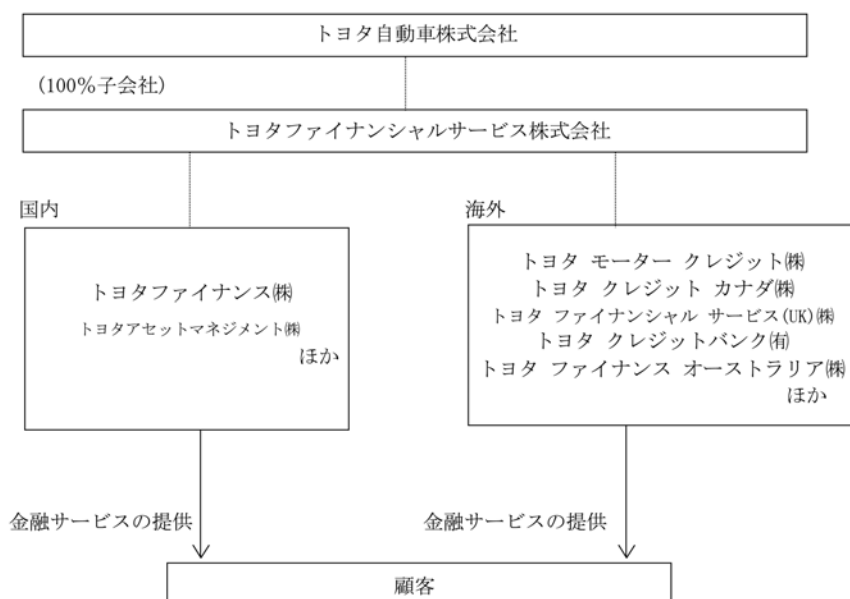
- ・トヨタファイナンシャルサービス株式会社は、トヨタ自動車株式会社(以下、トヨタ)の100%出資で、トヨタの金融事業の競争力強化と意思決定の迅速化を図ることを目的に国内外の金融子会社を傘下に置く統括会社として平成12年7月に設立された。

年	概要
昭和57年	・トヨタ ファイナンス オーストラリア株式会社〔現 連結子会社〕(オーストラリア)設立 トヨタの販売金融サービスの世界展開開始
62年	・トヨタ モーター クレジット株式会社〔現 連結子会社〕(米国)設立
63年	・トヨタ モーター ファイナンス(ネザールンズ)株式会社〔現 連結子会社〕(オランダ)設立 ・トヨタ クレジットバンク有限会社〔現 連結子会社〕(ドイツ)設立 ・トヨタファイナンス株式会社〔現 連結子会社〕(日本)設立 ・トヨタ モーター ファイナンス(UK)株式会社〔現トヨタ ファイナンシャル サービス(UK)株式会社：連結子会社〕(英国)設立
平成元年	・トヨタ ファイナンス ニュージーランド株式会社〔現 連結子会社〕(ニュージーランド)設立
2年	・トヨタ クレジット カナダ株式会社〔現 連結子会社〕(カナダ)設立
5年	・トヨタ リーシング タイランド株式会社〔現 連結子会社〕(タイ)設立
8年	・トヨタ クレジット プエルト・リコ株式会社〔現 連結子会社〕(プエルト・リコ)設立
10年	・トヨタ クレジット アルゼンチン株式会社〔現 連結子会社〕(アルゼンチン)設立
11年	・バンコ トヨタ ブラジル株式会社〔現 連結子会社〕(ブラジル)設立
12年	・トヨタ バンク ポーランド株式会社〔現 連結子会社〕(ポーランド)設立 ・トヨタ ファイナンシャル サービス サウス アフリカ株式会社〔現 持分法適用会社〕(南アフリカ)設立 ・トヨタ ファイナンシャル サービス チェコ有限会社〔現 連結子会社〕(チェコ)設立 ・主にトヨタ自動車株式会社が保有する販売金融子会社株式の現物出資により、トヨタファイナンシャルサービス株式会社設立 ・トヨタアセットマネジメント株式会社〔現 持分法適用会社〕(日本)の株式取得
13年	・トヨタ ファイナンス フィンランド株式会社〔現 連結子会社〕(フィンランド)の株式取得 ・トヨタ サービス デ ベネズエラ株式会社〔現 連結子会社〕(ベネズエラ)設立 ・トヨタ サービス デ メキシコ株式会社〔現トヨタ ファイナンシャル サービス メキシコ株式会社：連結子会社〕(メキシコ)設立 ・Seabanc GE キャピタル株式会社〔現トヨタ キャピタル マレーシア株式会社：連結子会社〕(マレーシア)の株式取得
14年	・トヨタ ファイナンシャル サービス デンマーク株式会社〔現 連結子会社〕(デンマーク)設立 ・トヨタ ファイナンシャル サービス ハンガリー株式会社〔現 連結子会社〕(ハンガリー)設立 ・トヨタ ファイナンシャル サービス フィリピン株式会社〔現 連結子会社〕(フィリピン)設立 ・和潤企業株式会社〔現 持分法適用会社〕(台湾)の株式取得 ・和運租車株式会社〔現 持分法適用会社〕(台湾)の株式取得
16年	・トヨタ コンパニーア フィナンシェラ デ アルゼンチン株式会社〔現 連結子会社〕(アルゼンチン)設立
17年	・トヨタ モーター ファイナンス チャイナ有限会社〔現 連結子会社〕(中国)設立 ・トヨタ ファイナンシャル サービス スロバキア有限会社〔現 連結子会社〕(スロバキア)設立 ・トヨタ ファイナンシャル サービス コリア株式会社〔現 連結子会社〕(韓国)設立
18年	・PT KDLC バンクバリ ファイナンス株式会社〔現トヨタ アストラ ファイナンシャル サービス株式会社：持分法適用会社〕(インドネシア)の株式取得
19年	・トヨタ バンク ロシア株式会社〔現 連結子会社〕(ロシア)設立
20年	・トヨタ ファイナンシャル サービス ベトナム有限会社〔現 連結子会社〕(ベトナム)設立
23年	・トヨタ ファイナンシャル サービス インディア株式会社〔現 連結子会社〕(インド)設立

3 事業の内容

- ・トヨタファイナンシャルサービス株式会社（以下、T F S）グループは、T F S、国内外の連結子会社49社および関連会社8社で構成され、トヨタの製品に関する販売金融サービスを中心に事業展開している。「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項 セグメント情報等 セグメント情報」に記載のとおり、T F Sグループの提供する金融サービスは、主に、自動車ローンおよびリースの提供、販売店への資金の貸付、保険仲介等の販売金融事業である。
- ・日本においては、トヨタファイナンス株式会社が、北米地域においては、トヨタ モーター クレジット株式会社およびトヨタ クレジット カナダ株式会社が、その他の地域においては、トヨタ ファイナンシャル サービス(UK)株式会社、トヨタ クレジットバンク有限会社およびトヨタ ファイナンス オーストラリア株式会社等が展開しており、現在、世界34の国・地域で顧客への販売金融サービスの提供を行っている。
- ・T F Sの主な事業内容は、これら金融事業の企画・戦略の立案、関係各社の収益管理・リスク管理、金融事業の効率化推進等である。

（関係会社系統図）



4 関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
(親会社)					
トヨタ自動車(株) (注) 2	愛知県豊田市	(百万円) 397,049	自動車の 製造・販売	被所有 100	役員の兼任…有 資金の借入 設備等の賃借等
(連結子会社)					
トヨタファイナンス(株) (注) 1, 2, 4	東京都 江東区	(百万円) 16,500	トヨタ製品にか かる販売金融	所有 100	役員の兼任…有 資金の貸付
トヨタ モーター クレジット(株) (注) 1, 2, 4	Torrance, California, U.S.A.	(千米ドル) 915,000	トヨタ製品にか かる販売金融	100 (100)	役員の兼任…有 資金の貸付
トヨタ モーター インシュアランス サービス(株) (注) 1	Torrance, California, U.S.A.	(米ドル) 10,000	トヨタ関連の保 険代理店業務	100 (100)	役員の兼任…有
トヨタ クレジット カナダ(株) (注) 1	Markham, Ontario, Canada	(千加ドル) 60,000	トヨタ製品にか かる販売金融	100	役員の兼任…有
バンコ トヨタ ブラジル(株)	Sao Paulo, Brazil	(千ブラジル・ レアル) 81,670	トヨタ製品にか かる販売金融	100 (100)	役員の兼任…無
トヨタ クレジットバンク(有)	Cologne, Germany	(千ユーロ) 30,000	トヨタ製品にか かる販売金融	100	役員の兼任…有
トヨタ モーター ファイナンス(ネザーランズ)(株) (注) 2	Amsterdam, Netherlands	(千ユーロ) 908	トヨタグループ 会社への資金調 達支援	100	役員の兼任…有 資金の貸付
トヨタ ファイナンシャル サービス(UK)(株) (注) 1	Epsom, Surrey, United Kingdom	(千英ポンド) 94,000	トヨタ製品にか かる販売金融	100	役員の兼任…有
トヨタ ファイナンス オーストラリア(株) (注) 1, 2	Sydney, New South Wales, Australia	(千豪ドル) 120,000	トヨタ製品にか かる販売金融	100	役員の兼任…有
トヨタ リーシング タイランド(株) (注) 1	Bangkok, Thailand	(百万タイ・ バーツ) 8,000	トヨタ製品にか かる販売金融	82.8 (0.1)	役員の兼任…有
トヨタ モーター ファイナンス チャイナ(有) (注) 1	中国 北京	(千円) 1,800,000	トヨタ製品にか かる販売金融	100	役員の兼任…有
トヨタ キャピタル マレーシア(株)	Selangor Darul Ehsan, Malaysia	(千マレーシア・ リンギット) 87,000	トヨタ製品にか かる販売金融	70	役員の兼任…無
その他 37社					
(持分法適用関連会社)					
トヨタ ファイナンシャル サービス サウス アフリカ(株)	Johannesburg, South Africa	(南アフリカ・ ランド) 4,695	トヨタ製品にか かる販売金融	33.3 (33.3)	役員の兼任…有
和潤企業(株)	台湾 台北	(千台湾ドル) 1,925,934	トヨタ製品にか かる販売金融	33.4	役員の兼任…有
その他 6社					

(注) 1 特定子会社に該当する。なお、(連結子会社)その他に含まれる会社のうち特定子会社に該当する会社は、トヨタ ファイナンシャル サービス アメリカ(株)及びトヨタ バンク ロシア(株)である。

2 有価証券報告書を提出している。

3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数。

4 トヨタ モーター クレジット(株)及びトヨタファイナンス(株)については売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えているが、有価証券報告書を提出しているため、主要な損益情報等の記載を省略している。

5 従業員の状況

(1) 連結会社の状況

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
日本	1,641
北米	3,380
その他	3,267
全社(共通)	88
合計	8,376 (1,474.8)

- (注) 1 従業員数については、就業人員(トヨタファイナンシャルサービス株式会社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からトヨタファイナンシャルサービス株式会社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()内に外数で記載している。
- 2 全社(共通)は、トヨタファイナンシャルサービス株式会社に所属している従業員である。

(2) トヨタファイナンシャルサービス株式会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
88 (16.3)	40.1	4.4	8,811

- (注) 1 従業員数については、就業人員(トヨタファイナンシャルサービス株式会社から社外への出向者を除き、社外からトヨタファイナンシャルサービス株式会社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()内に外数で記載している。
- 2 平均年間給与額は、基準外賃金及び賞与を含む。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はない。

第2 事業の状況

1 業績等の概要

(1) 業績

当連結会計年度のわが国経済は、東日本大震災によりサプライチェーンが大きな打撃を被ったことから、生産・輸出が大きく落ち込む形でのスタートとなったが、年度中盤には、概ね震災前の水準まで回復した。年度後半は、円高・タイの洪水・海外経済減速などにより、持直しの動きが一服し、横這い圏内で推移したが、各種政策効果などもあり、年度末にかけて再び持直しの動きがみられるようになった。米国経済は、依然として家計部門がバランスシート調整圧力下にあるものの、年度終盤には雇用情勢に改善がみられ、また良好な企業収益や金融緩和も追い風となり、緩やかながら回復を持続した。一方、欧州経済は、国ごとにばらつきはあるものの、ギリシャに端を発したソブリン問題が不安定要因となり、足踏み状態となった。新興国では、内需は緩やかな拡大テンポを維持したものの、欧州を中心とする不透明感から輸出の伸びが鈍化し、また、金融引締めの影響などもあり、成長ペースは鈍化傾向を示した。

金融市場では、日米欧の継続的な金融緩和政策のもと、短期金利が低水準で推移した。わが国では、震災直後に社債発行を見送る動きがあったものの、概ね良好な金融環境が継続した。海外の金融市場では、欧州ソブリン問題を嫌気し、投資家がリスク回避姿勢を強めたことから、スプレッドが拡大し、特に米ドルについて流動性のタイト化が見られたが、年明け以降は徐々に改善がみられた。為替については、安全資産として円が主要通貨に対して強含み、2011年10月には対米ドル最高値を更新したが、年度末にかけては、弱含みの展開となった。主要国の株価は、年度中盤に大きく落込んだが、欧州問題に一応の落ち着きが見られたことなどから、年度末にかけて、米国ではダウが2007年12月以来の高値を更新するまでに回復し、わが国でも震災前の水準近辺にまで回復した。

このような経済・市場環境下、トヨタファイナンシャルサービス株式会社（以下、T F S）グループでは、東日本大震災やタイ洪水で被災されたお客様・販売店に対し、各国のディストリビューターと共にきめ細かな対応を行なってきた。また、「成長国（B R I C s・新興国）での事業基盤整備」、「トヨタ・レクサス車販売の地域戦略に対応した車両販売サポートの推進」、「更なる収益性向上のための取組み強化」、「リスク管理体制の強化」、「ガバナンス体制の強化」を重点項目に掲げ、トヨタ・レクサス車の販売支援と事業の質的向上に取り組んできた。

B R I C sなどの成長国では、欧州債務危機などに伴う経済減速の懸念はあるものの、底堅い内需に支えられ、自動車市場は順調に拡大している。T F Sグループは、成長国での更なる事業拡大に備え、インドでの開業準備をほぼ終えるとともに、各国の業務プロセスの効率化に取組み、中国では1人当たり審査処理件数の倍増、ロシアでは審査時間の大幅短縮など、着実な成果をあげた。成長国でのI Tインフラ整備に関しては、運用コストの低減や機動的なサービス変更が可能となる先進的なシステム構築の構築に着手している。

車両販売サポートの推進としては、各国のディストリビューター・販売店と連携し、お客様のニーズに添った共同販促施策をタイムリーに提供すべく、低頭金・低金利融資などの各種キャンペーン展開や

「低金利残価型クレジット＋車両保険・アフターサービス」のパッケージ商品の拡販に加え、販売店の残価リスクを抑えたリース商品「残価リスク保証型リース」などの新商品を投入し、需要創出に努めた。また、国内のクレジットカード事業は、J X日鉱日石エネルギー株式会社との提携カード「ENEOSカード」の大幅増加により、有効会員数は1,092万人（プリペイドカード会員を含む）となり、初めて1,000万人を超え、販売店でのカードポイント還元件数・金額も着実に増加している。

これらの活動の結果、新車融資シェアを30%超に維持できたことや中古車融資などへの注力により、新規融資件数は約267万件と史上3位の高水準となり、平均融資残高も若干増加した。また、中古車融資やフリート事業、保険業務などを通じたバリューチェーン拡大にも積極的に取り組み、営業収入増加を図っている。

リスク管理体制の強化に関しては、貸倒や延滞の継続的なモニタリングを通じて、与信ガイドラインやスコアカードの改善を進め、きめ細かな与信審査・お客様対応を行なってきたが、中古車価格の高値安定もあって、貸倒率・残価損率は歴史的低水準を維持することができた。また、欧州債務危機に端を発した世界経済の不透明感の台頭に対し、危機対応や流動性管理、法人与信格付システムによるモニタリング機能強化も行なっている。特に流動性管理では、社債・銀行借入を中心とした中長期資金の確保、A B C P（資産担保C P）やA B S（資産担保証券）による資金調達手段の多様化を推進するとともに、T F Sグループ間での資金融通に向けた基盤整備も進めている。

ガバナンス体制の強化として、地域別の事業体管理に加え、I T・リスクマネジメント・内部監査については、グローバルベースでの委員会活動を強化している。また、T F Sグループの情報セキュリティの更なる強化に向けて、これら3委員会共同での活動を開始している。

以上の結果、当連結会計年度のT F Sグループ連結決算は、売上高は1兆900億円（前期比1,066億円減）となり、利鞘の縮小および為替変動の影響などにより、経常利益は2,957億円（同781億円減）、当期純利益は1,819億円（同448億円減）となった。

T F S単独決算については、受取配当金の増加などにより、売上高は1,000億円（前期比442億円増）、経常利益は906億円（同427億円増）、当期純利益は874億円（同422億円増）となった。

また、セグメントの業績は、次のとおりである。

①日本

売上高は1,469億円と、前連結会計年度に比べて64億円の減収となったが、貸倒関連費用の減少などにより、営業利益は297億円と100億円の増益となった。

②北米

売上高は6,937億円と、前連結会計年度に比べて1,210億円の減収となり、利鞘の縮小および貸倒関連費用の増加などにより、営業利益は2,060億円と714億円の減益となった。

③その他

売上高は2,493億円と、前連結会計年度に比べて208億円の増収となったが、デリバティブ関連損益の影響などにより、営業利益は440億円と112億円の減益となった。

（注） 上記の金額には消費税等を含まない。

2 営業実績

当連結会計年度の営業実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりである。

(1) 取扱残高

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
日本	1,308,091	△5.51
北米	7,195,515	△2.02
その他	3,045,964	9.11
合計	11,549,571	0.26

- (注) 1 セグメント間取引については相殺消去している。
2 上記取扱高は営業債権、リース債権及びリース投資資産、賃貸資産の期末残高を記載している。
3 上記の金額には消費税等は含まない。

(2) 売上高実績

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
日本	146,949	△4.18
北米	693,735	△14.86
その他	249,326	9.12
合計	1,090,010	△8.91

- (注) 1 セグメント間取引については相殺消去している。
2 上記の金額には消費税等は含まない。

3 対処すべき課題

T F S グループは、「トヨタのお客様を中心に、健全な金融サービスを提供し、豊かな生活に貢献する」ことを目指し、ディストリビューターや販売店との連携を深め、お客様のニーズ・ライフスタイルや地域特性に対応した金融商品・サービスの提供に努め、トヨタ・レクサス車販売に貢献していきたいと考えている。

欧州債務危機や米国景気の動向など、T F S グループを取巻く経営環境には、不透明感が依然として強く残っている。そのような状況において、金融リスクに対する備えを固めつつ、事業基盤を整備し、トヨタ・レクサス車の販売支援を強化していくために、次の4つの課題に重点的に取り組んでいく。

(1) 各国・各地域のトヨタ・レクサス車販売戦略に対応した事業展開と収益性向上

各国・各地域のディストリビューター／販売店との連携を強化し、各国・各地域の販売戦略に対応した事業展開と金融商品・サービスの提供に努め、トヨタ・レクサス車の販売支援をより一層強化していく。中国やブラジルなど、更なる成長が期待される成長国では、営業地域の拡大と融資シェアアップに取組み、平成24年6月営業開始のインドでは、着実な立上げ、展開を目指す。

また、自動車の販売支援と付随する各種リスクとのバランスを考慮しつつ、収益力強化を目指す。安定した利鞘の確保、貸倒・残価コストの抑制はもちろんのこと、攻勢を強めつつある銀行などの競合他社との差別化を図るため、資金の世界最適調達や徹底した業務効率化を推進すると共に、競争力ある商品・サービスの提供、中古車融資や保険事業などバリューチェーン展開の強化、そして成長国での着実な業容拡大を通じ、引き続き収益力の向上を目指す。

(2) 金融リスクへの対応

リーマンショック時の経験を踏まえ、将来の金融危機への備えとして、安定的な資金確保に向けた取組みを強化するとともに、資金調達ガイドラインの見直しやT F S グループ間の資金融通に向けた体制整備などを継続的に行うことにより、流動性リスクなどの金融リスク低減を図る。また、顧客情報の分析力強化によるきめ細かな与信管理や貸倒・延滞、中古車価格の動向をモニタリングし、貸倒・残価リスクの適切な管理を行なう。

(3) 事業基盤の整備

競合他社に対する優位性確保、および金利の反転・中古車価格下落など、将来の事業環境悪化に備え、事業基盤の整備を強力に推進する。

まず、T F S グループ各社の事業戦略や成長ステージに対応した効果的投資を行い、特にI Tインフラ整備を目的に、先進国におけるレガシーシステムの刷新、成長国における先進的システム基盤の導入を推進する。また、業務プロセス改善活動・固定費低減活動への取組みを強化し、効率のかつ低コストオペレーション体制の構築を追求する。

(4) 人材育成の強化

T F S グループの業容拡大に伴い、人材確保・育成の重要性が増してきているため、教育・研修体制やグローバルでのジョブローテーションプログラムを充実させるとともに、サクセッションプランを含む人材育成計画を整備し、着実に実施していく。

4 事業等のリスク

トヨタファイナンシャルサービス株式会社（以下、T F S）およびT F S グループの財政状態および経営成績に影響を与える可能性のあるリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項を以下に記載している。但し、以下はT F S グループに関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在する。かかるリスク要因のいずれも、投資家の判断に影響を及ぼす可能性がある。

本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は本書提出日現在において判断したものである。

(1) 財政状態および経営成績の異常な変動

① 売上関連

トヨタ・レクサス車の販売減少に伴い、T F S グループの融資件数や金融債権残高が減少する可能性がある。

ディストリビューターと契約する特別プログラムの内容が変化することにより、費用が増加する可能性がある。

現地の商業銀行など他金融機関との融資レートの競争により、利鞘が縮小するリスクがある。

格付け機関によるトヨタおよびT F S グループの格付け変更ならびに将来の格付けに対する見通し変更や、展開国・地域における資金調達環境の変化などにより、調達可能資金量に制約を受け、T F S グループの融資件数や金融債権残高が減少する可能性がある。

② 売上原価関連

リスクヘッジのためデリバティブを使用しているが、デリバティブは各期末において時価評価され、その結果生じる評価損益が損益計算書に計上されるため、損益計算書に計上される売上原価がデリバティブ評価損益の影響を強く受ける可能性がある。

格付け機関によるトヨタおよびT F S グループの格付け変更ならびに将来の格付けに対する見通し変更や、展開国・地域における市場金利の上昇などの資金調達環境の変化、資金調達・リスクヘッジのタイミング・規模・市場選択の巧拙などにより、資金調達コストが上昇するリスクがある。

デリバティブ取引においてカウンターパーティが倒産することにより、債権を回収できないリスクがある。

T F S グループが契約しているクレジットサポートアグリーメントあるいは保証・コンフォートレターの履行リスクがある。

③ 販売費および一般管理費関連

中古車価格の下落などの要因により、残価損に関係する費用が増加するリスクがある。また、融資先の信用力の悪化により、与信関係費用が増加するリスクがある。

既存のシステムの障害あるいは新しいシステムの導入の際に生じる業務リスクがある。

窃盗・詐欺・情報漏洩・事務ミス・適切な内部管理や事務プロセスの不備など、故意または過失による人為的事故により、損失が発生するリスクがある。

④ 為替リスク

T F S グループは、有価証券報告書提出日現在、海外33カ国・地域で販売金融事業を展開している。各国・地域における売上、費用、資産など現地通貨建ての項目は、連結財務諸表作成のために円換算されている。換算時の為替レートの変動により、現地通貨における価値が変わらなかったとしても、円換算後の価値が影響を受ける可能性がある。

⑤ 販売金融以外のビジネス

T F S グループは、法令その他の条件の許す範囲内で、販売金融以外の分野においても業務を行っている。T F S グループは、販売金融以外の業務範囲に関するリスクについては、相対的に限られた経験しか有していないことがあるため、その運営にあたっては、適切なリスク管理システムを構築しリスクをモニターすると共に、リスクに見合った自己資本を維持していかなければ、T F S グループの財政状態および経営成績に悪影響を与える可能性がある。

⑥ 外部リスク

T F S グループが展開している国・地域における政治・経済・規制等の変化が各国・地域の経済政策や金融・財政政策に及ぼす影響により、T F S グループの財政状態および経営成績に悪影響を与える可能性がある。

T F S グループが展開している国・地域における戦争・テロ・騒乱、震災・火災・風水害などの災害やパンデミック（感染爆発）といった政治・社会の混乱により、当該国・地域の経済の低迷や、T F S グループの資産・担保・顧客・従業員などへの被害、トヨタ・レクサス車の生産・販売活動への障害などの事象が発生した場合、T F S グループの財政状態および経営成績に悪影響を与える可能性がある。

(2) 特定の取引先・製品・技術等への依存

T F S グループの事業はトヨタ・レクサス車の販売に大きく依存している。このため、規制による場合または自主的な場合に関らず、リコール等の改善措置の実施によりトヨタ・レクサス車の販売や価格に悪影響が生じた場合、T F S グループの売上や資産が減少または費用が増加する可能性がある。

また、大規模な販売店など特定の法人に対しクレジットエクスポージャーを保有し、その法人の信用力が大幅に低下するかあるいは倒産した場合に、与信関係費用が増加する可能性がある。

(3) 特有の法的規制・取引慣行・経営方針

銀行免許を保有しているT F S グループ子会社等に対する自己資本比率などの規制に関する基準や算定方法の変更が行われるリスクがある。

T F S グループが展開している国・地域における税制の変更や、負債や資本に関する規制などの変更により、T F S グループの財政状態および経営成績に悪影響を与える可能性がある。

(4) 重要な訴訟事件等の発生

訴訟事件等に伴う偶発債務の履行リスクがある。

5 経営上の重要な契約等

特記事項はない。

6 研究開発活動

特記事項はない。

7 財政状態および経営成績の分析

(1) 重要な会計方針および見積り

トヨタファイナンシャルサービス株式会社（以下、T F S）グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成している。この連結財務諸表の作成に当たっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債、収益・費用の報告金額および開示に影響を与える見積りを必要としている。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績や現状を勘案し合理的に判断しているが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合がある。

T F S グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、第5「経理の状況」の「連結財務諸表等」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載している。

(2) 財政状態

当連結会計年度末の総資産は12兆8,728億円と、前連結会計年度末に比べて1,831億円の減少となった。流動資産は1,530億円減少して10兆8,216億円、固定資産は265億円減少して2兆386億円となった。流動資産の減少は有価証券の減少などによるものであり、固定資産の減少は投資その他の資産の減少などによるものである。

当連結会計年度末の負債の合計は11兆7,183億円と、前連結会計年度末に比べて2,975億円の減少となった。流動負債は2,706億円減少して5兆7,643億円、固定負債は268億円減少して5兆9,539億円となった。流動負債の減少は1年以内償還予定の社債の減少などによるものであり、固定負債の減少は長期借入金の減少などによるものである。

当連結会計年度末の純資産は1兆1,545億円と、前連結会計年度末に比べて1,143億円の増加となった。この増加は利益剰余金の増加などによるものである。

(3) 経営成績

〔1 業績等の概要〕を参照。

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

トヨタファイナンシャルサービス株式会社（以下、T F S）グループでは、顧客とのリース取引に応じるため取得する賃貸資産（車両運搬具、工具器具備品及び機械装置等）が主な対象である。当連結会計年度の賃貸資産の設備投資額は733,181百万円であり、主に北米セグメントに係るものである。また、賃貸資産以外の設備投資額は12,134百万円であり、主にソフトウェアに係るものである。

なお、リース終了に伴い通常行われる資産の除売却を除き、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はない。

2 主要な設備の状況

T F Sグループにおける主たる設備の状況は、次のとおりである。

(1) 賃貸資産の状況

平成24年3月31日現在

区分	帳簿価額(百万円)	構成比(%)
オペレーティング・リース資産	1,702,571	100.0
合計	1,702,571	100.0

(注) 1 上記の金額には消費税等を含まない。

2 上記のオペレーティング・リース資産は、主に北米セグメントのリース用の車両である。

(2) 社用設備及び賃貸目的以外の事業用設備の状況

1) トヨタファイナンシャルサービス株式会社の状況

重要なものはない。

2) 国内子会社の状況

平成24年3月31日現在

主な子会社 (所在地)	セグメント の名称	主な設備 の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	ソフト ウェア	その他	合計	
トヨタファイナンス㈱ (東京都江東区)	日本	業務施設	710	9,739	371	10,822	1,641 (606)

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具及び工具器具備品を含んでいる。

2 上記の子会社には、上表のほか、リース契約に基づく賃借資産があるが、重要性がないため記載を省略している。

3 上記の金額には消費税等を含まない。

4 従業員数の()は臨時雇用者数を外数で記載している。

3) 海外子会社の状況

重要なものはない。

3 設備の新設、除却等の計画

(1) 新設等

T F S グループにおける次連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）の賃貸資産の設備投資計画額は、814,531百万円であり、主に北米セグメントに係るものである。

また、賃貸資産以外の設備投資計画額は16,620百万円であり、主にソフトウェアに係るものである。

(2) 除却および売却

リース終了に伴い通常行われる資産の除売却を除き、次連結会計年度において重要な設備の除却、売却等の計画はない。

第4 トヨタファイナンシャルサービス株式会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等

① 株式の総数

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,680,000
計	4,680,000

② 発行済株式

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,570,500	非上場	(注) 1, 2
計	1,570,500	—	—

(注) 1 単元株制度は採用していない。

2 株式の譲渡制限に関する規定は次の通りである。

トヨタファイナンシャルサービス株式会社の発行する全部の株式について、譲渡による当該株式の取得には、取締役会の承認を要する。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はない。

(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

該当事項はない。

(4) ライツプランの内容

該当事項はない。

(5) 発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年7月15日 (注) 1	70,000	1,570,500	3,500	78,525	3,500	78,525

(注) 1 株主割当 1,500,500 : 70,000 70,000株
発行価格 100,000円
資本組入額 50,000円

(6) 所有者別状況

(平成24年3月31日現在)

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	1,570,500	—	—	—	1,570,500	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(7) 大株主の状況

(平成24年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	1,570,500	100.00
計	—	1,570,500	100.00

(8) 議決権の状況

① 発行済株式

(平成24年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式1,570,500	1,570,500	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,570,500	—	—
総株主の議決権	—	1,570,500	—

② 自己株式等

(平成24年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(9) ストックオプション制度の内容

該当事項はない。

2 自己株式の取得等の状況

株式の種類等

該当事項はない。

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はない。

(2) 取締役会決議による取得の状況

該当事項はない。

(3) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容

該当事項はない。

(4) 取得自己株式の処理状況及び保有状況

該当事項はない。

3 配当政策

トヨタファイナンシャルサービス株式会社は、配当については、財務体質の強化、金融事業の新規展開に必要な内部留保を確保しつつ、業績に裏付けされた利益の配分を年1回行うことを基本方針としている。これらの利益の配分の決定機関は、株主総会である。

また、当社は取締役会の決議に基づく中間配当を行うことができる旨を定款に定めている。

第12期（平成24年3月期）は、上記の方針に沿って総額51,952百万円（1株当たり33,080円）の中間配当を実施した。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりである。

決議年月日	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）
平成23年12月1日 取締役会決議	51,952	33,080

4 株価の推移

トヨタファイナンシャルサービス株式会社の株式は非上場であるため、該当事項はない。

5 役員の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役社長	代表取締役	佐々木 卓 夫	昭和31年12月 3 日生	昭和55年 4 月 平成21年 6 月 " 21年 6 月 " 21年 6 月 " 23年 6 月 " 23年 7 月 " 23年 9 月	トヨタ自動車工業株式会社 (現 トヨタ自動車株式会社) 入社 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 取締役 トヨタファイナンス株式会社 取締役(現任) トヨタ自動車株式会社 常務役員 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 取締役社長(現任) トヨタファイナンシャル サービス アメリカ株式会社 取締役会長(現任) トヨタ モーター ファイナンス チャイナ有限公司 取締役会長(現任)	(注) 3	なし
取締役	エグゼク ティブバイ スプレジ デント	平 野 英 治	昭和25年 9 月15日生	昭和48年 4 月 " 53年 6 月 平成 7 年 5 月 " 9 年 5 月 " 9 年11月 " 10年 4 月 " 11年 5 月 " 14年 6 月 " 18年 6 月 " 19年 6 月 " 20年10月	日本銀行 入行 ハーバード大学大学院博士課程 (修士号取得) 日本銀行 岡山支店長 日本銀行 審査役 日本銀行 審議役 (国会・政策広報担当) 日本銀行 調査統計局参事 日本銀行 国際局長 日本銀行 理事 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 取締役・ エグゼクティブバイスプレジデント (現任) トヨタファイナンス株式会社 取締役(現任) トヨタ ファイナンシャル サービス ベトナム有限会社 取締役会長(現任)	(注) 3	なし
取締役	エグゼク ティブバイ スプレジ デント	足 立 博	昭和24年 4 月 1 日生	昭和46年 4 月 平成13年 6 月 " 17年 4 月 " 17年 6 月	トヨタ自動車工業株式会社 (現 トヨタ自動車株式会社) 入社 蒲郡海洋開発株式会社 常務取締役 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 エグゼクティブバイスプレジデント (現任) トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 取締役(現任)	(注) 3	なし

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	—	豊田 章 男	昭和31年5月3日生	昭和59年4月 平成12年6月 " 13年6月 " 14年6月 " 15年6月 " 17年6月 " 21年6月 " 24年5月	トヨタ自動車株式会社 入社 トヨタ自動車株式会社 取締役 トヨタファイナンシャルサービス株式会社 取締役(現任) " " トヨタ自動車株式会社 常務取締役 " " トヨタ自動車株式会社 専務取締役 " " トヨタ自動車株式会社 取締役副社長 " " トヨタ自動車株式会社 取締役社長(現任) " " 一般社団法人日本自動車工業会 会長(現任) "	(注) 3	なし
取締役	—	布野 幸 利	昭和22年2月1日生	昭和45年4月 平成12年6月 " 15年6月 " 16年6月 " 17年6月 " 21年6月 " 21年6月	トヨタ自動車販売株式会社 (現 トヨタ自動車株式会社) 入社 トヨタ自動車株式会社 取締役 トヨタ自動車株式会社 常務役員 " " トヨタ自動車株式会社 取締役 " " トヨタ自動車株式会社 専務取締役 " " トヨタファイナンシャルサービス株式会社 取締役(現任) " " トヨタ自動車株式会社 取締役副社長(現任) "	(注) 3	なし
取締役	—	小澤 哲	昭和24年8月5日生	昭和49年4月 平成15年6月 " 19年6月 " 22年5月 " 22年6月	トヨタ自動車販売株式会社 (現 トヨタ自動車株式会社) 入社 トヨタ自動車株式会社 常務役員 トヨタ自動車株式会社 専務取締役 " " トヨタ自動車株式会社 取締役副社長(現任) " " トヨタファイナンシャルサービス株式会社 取締役(現任) "	(注) 3	なし
取締役	—	伊地知 隆 彦	昭和27年7月15日	昭和51年4月 平成16年6月 " 18年6月 " 18年6月 " 20年6月 " 23年6月	トヨタ自動車工業株式会社 (現 トヨタ自動車株式会社) 入社 トヨタ自動車株式会社 常務役員 トヨタファイナンシャルサービス株式会社 取締役(現任) " " トヨタファイナンス株式会社 取締役 " " トヨタ自動車株式会社 専務取締役 " " トヨタ自動車株式会社 取締役・専務役員(現任) "	(注) 3	なし

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	—	前 川 眞 基	昭和24年10月17日生	昭和48年4月 平成15年6月 " 19年6月 " 21年6月 " 23年6月 " 24年6月	トヨタ自動車販売株式会社 (現 トヨタ自動車株式会社) 入社 トヨタ自動車株式会社 常務役員 就任 トヨタ自動車株式会社 顧問 " トヨタ自動車株式会社 専務取締役 " トヨタ自動車株式会社 専務役員(現任) " トヨタファイナンシャルサービ ズ株式会社取締役(現任) "	(注) 3	なし
取締役	—	ジョージ ボースト	昭和23年9月2日生	昭和60年6月 平成5年1月 " 9年4月 " 9年6月 " 12年10月 " 15年6月 " 16年4月	米国トヨタ自動車販売株式会社 入社 米国トヨタ自動車販売株式会社 グループ副社長 就任 トヨタ モーター クレジット 株式会社 取締役 " 米国トヨタ自動車販売株式会社 上級副社長 " トヨタ モーター クレジット 株式会社 取締役社長(現任) " トヨタファイナンシャルサービ ズ株式会社 取締役(現任) " トヨタ ファイナンシャル サービス アメリカ株式会社 取締役社長(現任) "	(注) 3	なし
取締役	—	藤 田 泰 久	昭和25年4月9日生	昭和49年4月 平成14年5月 " 15年10月 " 16年6月 " 18年6月 " 19年6月 " 19年6月	株式会社東海銀行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入社 株式会社ユーエフジェイ銀行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 常務執行役員 就任 トヨタファイナンシャルサービ ズ株式会社 顧問 " トヨタファイナンス株式会社 専務取締役 " トヨタファイナンス株式会社 取締役副社長 " トヨタファイナンシャルサービ ズ株式会社 取締役(現任) " トヨタファイナンス株式会社 取締役社長(現任) "	(注) 3	なし
常勤監査役	—	矢 島 一 朗	昭和32年6月24日生	昭和55年4月 平成20年1月 " 24年1月	トヨタ自動車販売株式会社 (現 トヨタ自動車株式会社) 入社 トヨタ モーター クレジット 株式会社 取締役 就任 トヨタファイナンシャルサービ ズ株式会社 常勤監査役(現任) "	(注) 4	なし

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	—	佐々木 眞 一	昭和21年12月18日生	昭和45年4月 平成13年6月 " 15年6月 " 17年6月 " 21年6月 " 23年6月	トヨタ自動車工業株式会社 (現 トヨタ自動車株式会社) 入社 取締役 トヨタ自動車株式会社 常務役員 トヨタ自動車株式会社 専務取締役 トヨタ自動車株式会社 取締役副社長(現任) トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 監査役(現任)	(注) 4	なし
監査役	—	一 丸 陽一郎	昭和23年10月10日生	昭和46年7月 平成13年6月 " 15年6月 " 17年6月 " 21年6月 " 21年6月 " 23年6月 " 23年6月	トヨタ自動車販売株式会社 (現 トヨタ自動車株式会社) 入社 取締役 トヨタ自動車株式会社 常務役員 トヨタ自動車株式会社 専務取締役 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 取締役 トヨタ自動車株式会社 取締役副社長 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 監査役(現任) トヨタ自動車株式会社 常勤監査役(現任)	(注) 4	なし
監査役	—	池 嶋 豊 光	昭和12年12月4日生	昭和36年3月 " 41年1月 " 58年6月 " 59年7月 平成10年6月 " 10年7月 " 12年3月 " 12年4月 " 12年7月 " 15年4月 " 17年3月 " 18年4月 " 23年4月	ロー・ビンガム・アンド・ラッキー 会計事務所 入所 プライス ウォーター ハウス 会計事務所と合併 上記事務所が設立した 青山監査法人に引き続き勤務 青山監査法人 代表社員(プライス ウォーターハウス・パートナー) 就任 青山監査法人 代表社員(プライス ウォーターハウス・パートナー) 退任 青山監査法人 顧問 就任 青山監査法人 顧問 退任 帝塚山大学 経営情報学部 教授 就任 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 監査役(現任) " 学校法人 帝塚山学園 理事 就任 " SRIスポーツ株式会社 監査役 就任 " 学校法人 帝塚山学園 常務理事 就任 " 学校法人 帝塚山学園 監事(現任) 就任	(注) 4	なし
計							—

- (注) 1 監査役 佐々木 眞一および監査役 池嶋 豊光は、会社法第2条第16号に定める社外監査役である。
2 監査役 池嶋 豊光は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する。
3 取締役の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
4 監査役の任期は、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

① 会社機関の内容

イ 会社機関の基本説明

トヨタファイナンシャルサービス株式会社（以下、T F S）は、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関および監督機関として取締役会、業務執行機関として代表取締役、監査機関として監査役会、という会社法上規定されている株式会社の機関制度を基本としている。

本書提出日現在、取締役会は取締役10名で構成され、T F Sの業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督している。

また、T F Sは、監査役制度を採用しており、監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成されている。

販売金融事業においては、T F Sおよび地域統括本部（後述）のトップで構成する「マネジメント・コミッティ」を設置し、T F S取締役会で決定した基本方針に基づき、事業運営上の重要事項を協議決定している。また、T F Sグループ全体の統合的なリスク管理を推進する「エンタープライズ・リスク・コミッティ」、グローバルなI Tへの取組みについて協議する「グローバルI Tステアリング・コミッティ」を設置しガバナンスを強化している。更に、重要な機能ごとにT F Sグループ横割のスタンダード確立を目指す目的で、販売金融会社の実務責任者で構成される「ファンクショナル・コミッティ」を定期的開催し、マネジメント・コミッティへの提案・報告等を行わせている。

更に、米州、欧州・アフリカ、アジア・オセアニアの三極に「地域統括本部」を設け、傘下の販売金融会社の経営管理の充実を図っている。

ロ 監査役監査および内部監査の状況

監査役監査および内部監査に、会計監査人による会計監査を加えた3つの監査機能は、財務報告に対する信頼性向上のため、定期的にあるいは必要に応じて随時、会合をもち、それぞれの監査計画と結果について情報共有を図りながら、効果的かつ効率的な監査を実施している。

ハ 会計監査の状況

会計監査人はあらた監査法人であり、業務を執行した公認会計士は以下の通りである。

白畑 尚志 （あらた監査法人）

西川 浩司 （あらた監査法人）

監査継続年数については、7年以内であるため、記載を省略している。

監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されている。具体的には、公認会計士を主たる構成員とし、その補助者も加えて構成されている。

ニ 社外取締役および社外監査役とT F Sとの人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役制は採用しておらず、また社外監査役は全員、T F Sと特別な利害関係はない。

② 内部統制システムの状況

T F Sは、金融事業に内在するリスクを未然に防止するため、T F Sグループ各社に対し社内組織・諸規則の整備、役職員の教育、報告・チェック体制の強化等を求めるとともに、効果的・効率的な内部監査を推進するグローバル内部監査体制を構築している。具体的には、監査体制をT F S、地域統括本部、各子会社等の3レベルに区分し、T F Sグループ全体で63名程度の内部監査人により全子会社等の内部監査を実施している。各レベルにて責任を分担するとともに、状況に応じ、各レベル間で協力して監査やトレーニングを実施することにより、監査の充実を図っている。

また、米国企業改革法第404条に基づく内部統制の評価・監査への対応として、主要子会社に対し、財務報告に影響する可能性のある業務処理体制・基準・手順の整備・文書化・評価等を実施させている。

③ リスク管理体制の状況

T F S、地域統括本部、子会社等の各レベルで各種リスクを管理している。また、全社レベルでビジネスリスク全般を監視する「エンタープライズ・リスク・コミッティ」に加え、専門分野毎に「ファンクショナル・コミッティ」などを設置して、様々なリスクを管理するとともに、管理手法の高度化やグローバル展開に取り組んでいる。

④ 役員報酬の内容

T F Sの取締役に対する報酬の内容は、年間報酬総額114百万円（うち、社外取締役一百万円）である。また、監査役に対する報酬の内容は、年間報酬総額24百万円（うち、社外監査役6百万円）である。

⑤ 取締役の定数

T F Sの取締役は13名以内とする旨定款に定めている。

⑥ 取締役の選任の決議要件

T F Sの取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めている。

また、取締役の選任は累積投票によらないものとする旨を定款で定めている。

⑦ 株主総会決議事項を取締役会で決議できる事項

イ 株主に株式の割当を引き受ける権利を与える場合の決定機関

T F Sは、会社法第199条第1項の募集において、株主に株式の割当を引き受ける権利を与える場合には、募集事項および同法第202条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議により定められる旨を定款で定めている。

ロ 中間配当の決定機関

T F Sは、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）について、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めている。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものである。

(2) 監査報酬の内容等

① 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	58	—	69	—
連結子会社	49	68	69	43
計	107	68	138	43

② その他重要な報酬の内容

前連結会計年度

該当事項はない。

当連結会計年度

該当事項はない。

③ 監査公認会計士等のトヨタファイナンシャルサービス株式会社に対する非監査業務の内容

前連結会計年度

該当事項はない。

当連結会計年度

該当事項はない。

④ 監査報酬の決定方針

監査日数等を勘案した上で決定している。

第5 経理の状況

連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) トヨタファイナンシャルサービス株式会社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成している。
- (2) トヨタファイナンシャルサービス株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成している。
- (3) トヨタファイナンシャルサービス株式会社は、継続開示会社に該当しないため、「企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)」に基づき、連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

① 連結貸借対照表

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	217,602	157,193
営業債権	※ 5 8,807,806	※ 5 8,976,210
リース債権及びリース投資資産	1,015,714	870,789
有価証券	770,153	597,345
その他	330,300	351,532
貸倒引当金	△166,898	△131,451
流動資産合計	10,974,678	10,821,618
固定資産		
有形固定資産		
賃貸資産（純額）	1,696,358	1,702,571
その他	6,134	7,023
有形固定資産合計	※ 1 1,702,492	※ 1 1,709,595
無形固定資産	17,591	19,833
投資その他の資産		
投資有価証券	※ 2 244,142	※ 2 252,658
その他	※ 2 100,899	※ 2 56,518
投資その他の資産合計	345,042	309,177
固定資産合計	2,065,126	2,038,605
繰延資産	16,176	12,634
資産合計	13,055,981	12,872,858

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当連結会計年度 (平成24年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
短期借入金	※5	896,616	※5	717,981
1年以内返済予定の長期借入金	※5	770,930	※5	1,182,919
1年以内償還予定の社債		1,713,532		970,199
コマーシャルペーパー		2,016,682		2,240,252
債務保証損失引当金		16,186		8,640
前受収益		158,114		154,508
その他		462,962		489,851
流動負債合計		6,035,024		5,764,354
固定負債				
社債		2,935,159		3,086,336
長期借入金	※5	2,524,057	※5	2,261,820
繰延税金負債		434,272		547,501
その他		87,320		58,306
固定負債合計		5,980,809		5,953,964
負債合計		12,015,833		11,718,318
純資産の部				
株主資本				
資本金		78,525		78,525
資本剰余金		159,900		159,900
利益剰余金		992,403		1,122,451
株主資本合計		1,230,829		1,360,876
その他の包括利益累計額				
その他有価証券評価差額金		10,110		14,009
繰延ヘッジ損益		2,418		2,941
為替換算調整勘定		△214,451		△234,405
その他の包括利益累計額合計		△201,923		△217,454
少数株主持分		11,241		11,117
純資産合計		1,040,147		1,154,539
負債純資産合計		13,055,981		12,872,858

② 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
売上高		1,196,681		1,090,010
売上原価	※ 2	642,694	※ 2	614,701
売上総利益		553,987		475,308
販売費及び一般管理費	※ 1	201,816	※ 1	196,972
営業利益		352,171		278,336
営業外収益				
為替差益		1,073		—
持分法による投資利益		2,495		2,599
償却債権取立益		17,914		16,127
その他		858		1,242
営業外収益合計		22,342		19,969
営業外費用				
固定資産処分損		188		172
為替差損		—		1,995
その他		485		429
営業外費用合計		674		2,597
経常利益		373,839		295,708
特別利益				
投資有価証券売却益		3,624		—
特別利益合計		3,624		—
特別損失				
災害による損失	※ 3	14,501		—
過年度損益修正損	※ 4	2,244		—
その他		503		—
特別損失合計		17,250		—
税金等調整前当期純利益		360,214		295,708
法人税、住民税及び事業税		30,255		30,746
法人税等還付額		1,560		1,850
法人税等調整額		103,134		83,899
法人税等合計		131,828		112,796
少数株主損益調整前当期純利益		228,385		182,911
少数株主利益		1,493		912
当期純利益		226,891		181,999

連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	228,385	182,911
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△2,234	3,899
繰延ヘッジ損益	888	523
為替換算調整勘定	△73,381	△18,874
持分法適用会社に対する持分相当額	△615	△2,115
その他の包括利益合計	△75,342	※1 △16,567
包括利益	153,042	166,343
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	151,985	166,468
少数株主に係る包括利益	1,056	△124

③ 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月 31 日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	78,525	78,525
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	78,525	78,525
資本剰余金		
当期首残高	159,900	159,900
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	159,900	159,900
利益剰余金		
当期首残高	765,512	992,403
当期変動額		
剰余金の配当	—	△51,952
当期純利益	226,891	181,999
当期変動額合計	226,891	130,047
当期末残高	992,403	1,122,451
株主資本合計		
当期首残高	1,003,937	1,230,829
当期変動額		
剰余金の配当	—	△51,952
当期純利益	226,891	181,999
当期変動額合計	226,891	130,047
当期末残高	1,230,829	1,360,876
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	12,344	10,110
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△2,234	3,899
当期変動額合計	△2,234	3,899
当期末残高	10,110	14,009
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	1,529	2,418
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	888	523
当期変動額合計	888	523
当期末残高	2,418	2,941
為替換算調整勘定		
当期首残高	△140,891	△214,451
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△73,560	△19,954
当期変動額合計	△73,560	△19,954
当期末残高	△214,451	△234,405

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△127,017	△201,923
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△74,905	△15,531
当期変動額合計	△74,905	△15,531
当期末残高	△201,923	△217,454
少数株主持分		
当期首残高	10,184	11,241
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,056	△124
当期変動額合計	1,056	△124
当期末残高	11,241	11,117
純資産合計		
当期首残高	887,105	1,040,147
当期変動額		
剰余金の配当	—	△51,952
当期純利益	226,891	181,999
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△73,848	△15,655
当期変動額合計	153,042	114,391
当期末残高	1,040,147	1,154,539

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1 連結の範囲に関する事項

(イ)連結子会社の数 49社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略した。

なお、当連結会計年度より、トヨタ ファイナンシャル サービス インディア(株)を新規設立により連結の範囲に含めることとした。

2 持分法の適用に関する事項

(イ)持分法適用の非連結子会社数 0社

(ロ)持分法適用の関連会社数 8社

主要な会社名

- ・トヨタ ファイナンシャル サービス サウス アフリカ(株)
- ・和潤企業(株)

(ハ)持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社はない。

(ニ)持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用している。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日（3月31日）と異なる会社は次のとおりである。

決算日	会社名
12月31日	バンコ トヨタ ブラジル(株)
	トヨタ モーター ファイナンス チャイナ(株)

他合計 9社

連結財務諸表作成にあたってこれらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用している。

4 在外子会社及び在外関連会社の会計処理基準に関する事項

原則として在外子会社及び在外関連会社の連結にあたっては、米国会計基準もしくは国際財務報告基準に準拠して作成された財務諸表を採用している。

5 会計処理基準に関する事項

(イ)重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

…決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として個別法(海外連結子会社)により算定している)

時価のないもの

…主として総平均法による原価法

② デリバティブ

…時価法

(ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 賃貸資産

主としてリース期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法によっている。なお、賃貸資産の処分損失に備えるため、減価償却費を追加計上している。

(ハ)重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により計上している。

この他に保証業務から生ずる債権の貸し倒れによる損失に備えるため、保証履行に伴う求償債権等未収債権に対する回収不能見込額を過去の実績率により見積り、計上している。

② 債務保証損失引当金

保証業務から生じる損失に備えるため、主たる債務者の債務不履行により将来発生すると見込まれる損失見込額を、過去の実績率により見積り、計上している。

(ニ)重要な収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース

国内連結子会社

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっている。

海外連結子会社

売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっている。

② オペレーティング・リース

リース料総額をリース期間に按分し毎月均等額を収益に計上している。

③ 融資

主として利息法(元本残高に対して一定の料率で計算した利息の額を収益計上する方法)によっている。

(ホ)重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上している。

(ヘ)重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

国内連結子会社は繰延ヘッジ処理によっている。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。米国連結子会社については公正価値ヘッジ処理によっている。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用した主なヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。

ヘッジ手段…通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象…借入金、社債

③ ヘッジ方針

主に資金調達に係る金利及び為替リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っている。

④ ヘッジ有効性評価の方法

・事前テスト

比率分析もしくは回帰分析等の統計的手法

・事後テスト

比率分析

未適用の会計基準等

（国際財務報告基準（IFRS）第9号「金融商品」―分類及び測定）

当該基準はIAS第39号「金融商品：認識及び測定」の置換作業の第一段階として公表されたものであり、金融資産及び金融負債の分類及び測定に関する新要件を導入し、金融資産及び金融負債の分類及び測定に関する会計についての指針を提供するものである。当該基準は、国際財務報告基準に準拠して財務諸表を作成している在外子会社および在外関連会社において2015年1月1日以後開始の事業年度から適用（早期適用は可能）される。2016年3月期より適用予定であり、適用による連結財務諸表への影響は現在評価中である。

表示方法の変更

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において独立掲記していた「繰延税金資産」（流動資産）、「繰延税金資産」（投資その他の資産）、「社債発行費」、「退職給付引当金」は、連結財務諸表の明瞭性を高めるために表示基準を見直し、当連結会計年度より、それぞれ、流動資産の「その他」、投資その他の資産の「その他」、「繰延資産」、固定負債の「その他」に含めて表示している。

前連結会計年度において独立掲記していた「建物及び構築物（純額）」、「機械装置及び運搬具（純額）」、「工具器具備品（純額）」、「土地」、「建設仮勘定」は、連結財務諸表の明瞭性を高めるために表示基準を見直し、当連結会計年度より、有形固定資産の「その他」に含めて表示している。

前連結会計年度において独立掲記していた「ソフトウェア」、「その他」（無形固定資産）は、連結財務諸表の明瞭性を高めるために表示基準を見直し、当連結会計年度より、「無形固定資産」に含めて表示している。

前連結会計年度において独立掲記していた「支払手形及び買掛金」、「未払法人税等」、「繰延税金負債」（流動負債）、「賞与引当金」は、連結財務諸表の明瞭性を高めるために表示基準を見直し、当連結会計年度より、流動負債の「その他」に含めて表示している。

なお、上記の表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結貸借対照表の組替を行っている。

追加情報

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用している。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	564,094百万円	571,092百万円

※2 関連会社に対するものは、次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
投資有価証券(株式)	14,694百万円	14,864百万円
（うち、共同支配企業に対する投資の金額）	8,887 "	8,612 "
投資その他の資産その他（出資金）	2,176 "	1,389 "
（うち、共同支配企業に対する投資の金額）	2,176 "	1,389 "

3 偶発債務

- (1) トヨタ販売店及びレンタリース店等が一般顧客に割賦販売等を行うに当たり、連結子会社がトヨタ販売店及びレンタリース店等に対して保証業務として債務保証を行っている。

また、連結子会社以外のトヨタグループ会社が行った資金調達に対し、債務保証を行っている。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
連結子会社の営業上の債務保証	1,884,775百万円	1,923,167百万円
トヨタ ファイナンシャル サービス サウス アフリカ㈱	31,828 "	36,212 "
その他	16,116 "	20,765 "
合計	1,932,720百万円	1,980,145百万円

(2) 訴訟

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
平成22年4月、トヨタファイナンシャルサービス株式会社及び海外連結子会社等に対し、トヨタの加速システムに関する問題を適切に開示しなかったとして、社債権者集団訴訟が提起された。 なお、この訴訟に関連する賠償責任の有無及びそれに伴う損害賠償の金額については、現時点では不明である。	平成22年4月、トヨタファイナンシャルサービス株式会社及び海外連結子会社等に対し、トヨタの加速システムに関する問題を適切に開示しなかったとして、社債権者集団訴訟が提起されたが、平成23年8月、原告の訴えを却下する判決が確定した。

4 当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る貸出未実行残高

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
貸出未実行残高	2,270,881百万円	2,313,184百万円

なお、上記当座貸越契約及び貸出コミットメントにおいては、信用状態等に関する審査を貸出実行の条件としているものが含まれているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではない。

※ 5 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
営業債権	1, 166, 458百万円	1, 154, 127百万円

担保付債務

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
短期借入金	335, 539百万円	194, 570百万円
1 年以内返済予定の長期借入金	345, 522 "	418, 739 "
長期借入金	324, 476 "	382, 175 "

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
従業員給与・手当	51,964百万円	51,421百万円
貸倒引当金繰入額	9,612 "	16,778 "

※2 売上原価には、デリバティブ関連損益が含まれている。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
デリバティブ関連損益	(益) 38,427百万円	(益) 15,253百万円

※3 災害による損失は、国内連結子会社が計上したものであり、主な内容は、債務保証損失引当金繰入額および貸倒引当金繰入額である。

※4 過年度損益修正損は、国内連結子会社が計上した過年度の貸倒損失修正額である。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金

当期発生額	3,737百万円
組替調整額	2,180 "
税効果調整前	5,918百万円
税効果額	△2,018 "
その他有価証券評価差額金	3,899百万円

繰延ヘッジ損益

当期発生額	2,202百万円
組替調整額	△1,654 "
税効果調整前	548百万円
税効果額	△25 "
繰延ヘッジ損益	523百万円

為替換算調整勘定

当期発生額	△18,874百万円
-------	------------

持分法適用会社に対する持分相当額

当期発生額	△2,115百万円
-------	-----------

その他の包括利益合計	△16,567百万円
------------	------------

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,570,500	—	—	1,570,500

2 自己株式に関する事項

該当事項はない。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はない。

4 配当に関する事項

該当事項はない。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,570,500	—	—	1,570,500

2 自己株式に関する事項

該当事項はない。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はない。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年12月1日 取締役会	普通株式	51,952	33,080	平成23年9月30日	平成23年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はない。

(リース取引関係)

1 オペレーティング・リース取引

(借手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年以内	2,840百万円	3,012百万円
1年超	9,074 "	9,099 "
合計	11,915百万円	12,111百万円

2 ファイナンス・リース取引

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
リース料債権部分	561,582百万円	458,984百万円
見積残存価額部分	318,307 "	261,925 "
受取利息相当額	△84,527 "	△60,795 "
合計	795,362百万円	660,114百万円

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

リース債権

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年以内	94,935百万円	89,225百万円
1年超2年以内	70,018 "	69,325 "
2年超3年以内	50,497 "	44,156 "
3年超4年以内	20,634 "	21,045 "
4年超5年以内	6,956 "	6,726 "
5年超	1,324 "	1,856 "

リース投資資産

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年以内	235,426百万円	191,145百万円
1年超2年以内	147,663 "	115,967 "
2年超3年以内	111,710 "	97,742 "
3年超4年以内	41,620 "	33,232 "
4年超5年以内	19,948 "	17,195 "
5年超	5,212 "	3,701 "

3 オペレーティング・リース取引

(貸手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年以内	334,041百万円	335,440百万円
1年超	341,806 "	322,800 "
合計	675,848百万円	658,241百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

トヨタファイナンシャルサービス株式会社（以下、T F S）グループは、主として、トヨタ車、レクサス車を購入する顧客、及び販売店に対する融資プログラム及びリースプログラムの提供などの金融サービス事業を行っている。これらの事業を行うため、市場の状況を勘案し、長短のバランスを調整して、銀行借入による間接金融の他、社債やコマーシャルペーパーの発行、債権流動化による直接金融によって資金調達を行っている。このように、主として金利変動の影響を受ける金融資産及び金融負債を有しているため、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っており、またその一環として、デリバティブ取引も利用している。なお、T F S グループが行っているデリバティブ取引はリスクヘッジを目的としたものであり、投機もしくはトレーディング目的での取引は行っていない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

T F S グループが保有する金融資産は、主として、顧客及び販売店に対する営業債権、リース債権及びリース投資資産であり、顧客や販売店の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されている。また、金融資産は主としてトヨタ車及びレクサス車の販売に関連しており、自動車市場や経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性がある。

また、有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、主に純投資目的で保有している。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されている。

借入金、社債及びコマーシャルペーパーは、一定の環境下でT F S グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されている。また、金利の変動リスクについては、一部は金利スワップ取引や金利オプション取引を利用することにより当該リスクを回避している。外貨建負債については、為替の変動リスクに晒されており、社債の発行時に通貨スワップ取引を利用することなどにより当該リスクを回避している。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている為替予約取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引、金利オプション取引がある。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計処理基準に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

T F S グループは、営業債権、リース債権及びリース投資資産等について、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運用している。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことにより管理している。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建負債について、為替の変動リスクをヘッジし、あらかじめ決められた条件で決済するため、為替予約取引及び通貨スワップ取引を利用している。また、金融資産(オペレーティング・リース資産のキャッシュフローを含む)及び金融負債に係る金利の変動リスクを抑制するため、金利スワップ取引及び金利オプション取引を利用している。

有価証券及び投資有価証券については、信用情報や時価の把握を定期的に行うことにより管理している。

デリバティブ取引の実行及び管理については、取引権限及び取引限度等について定めたルールに基づき、資金担当部門が承認権限者の承認を得て行っている。

T F S グループでは、金融商品の金利リスクに対して定期的にVaRによるモニタリングを実施している。VaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間：20営業日、信頼区間：片側95%、観測期間：250営業日）を採用している。T F S グループの金融商品の金利リスク量（損失額の推計値）は、以下のとおりである。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 平成23年3月31日	当連結会計年度 平成24年3月31日
金利リスク量	21,442	12,398

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での金利リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合がある。

なお、T F S グループに重要な為替リスクはない。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

T F S グループは、ALMを通して資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理している。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない(注2)参照。)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	217,602	217,602	—
(2) 営業債権	8,807,806		
貸倒引当金(※1)	△117,623		
	8,690,182	8,942,120	251,937
(3) リース債権及び リース投資資産(※2)	697,407		
貸倒引当金(※1)	△35,550		
	661,856	734,866	73,010
(4) 有価証券及び投資有価証券	990,327	990,327	—
資産計	10,559,969	10,884,917	324,947
(1) 短期借入金	896,616	896,616	—
(2) コマーシャルペーパー	2,016,682	2,016,682	—
(3) 社債(※3)	4,648,691	4,707,921	59,229
(4) 長期借入金(※4)	3,294,988	3,295,548	559
負債計	10,856,978	10,916,768	59,789
デリバティブ取引(※5)			
① ヘッジ会計が 適用されていないもの	△1,162	63,808	64,970
② ヘッジ会計が 適用されているもの	△18,432	142,539	160,971
デリバティブ取引計	△19,594	206,347	225,942

(※1) 営業債権、リース債権及びリース投資資産に対応する貸倒引当金を控除している。

(※2) リース債権及びリース投資資産は、見積残存価額を控除している。

(※3) 社債には、1年以内償還予定の社債及び社債を含んでいる。

(※4) 長期借入金には、1年以内返済予定の長期借入金及び長期借入金を含んでいる。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務(△)は、純額で表示している。

また、連結貸借対照表計上額については、海外連結子会社の取引の一部につき関連する担保金額を控除している。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	157, 193	157, 193	—
(2) 営業債権 貸倒引当金(※1)	8, 976, 210 △98, 904		
	8, 877, 305	9, 120, 636	243, 331
(3) リース債権及び リース投資資産(※2) 貸倒引当金(※1)	608, 864 △30, 305		
	578, 559	629, 195	50, 636
(4) 有価証券及び投資有価証券	825, 920	825, 920	—
資産計	10, 438, 977	10, 732, 945	293, 968
(1) 短期借入金	717, 981	717, 981	—
(2) コマーシャルペーパー	2, 240, 252	2, 240, 252	—
(3) 社債(※3)	4, 056, 536	4, 175, 895	119, 358
(4) 長期借入金(※4)	3, 444, 739	3, 453, 724	8, 985
負債計	10, 459, 510	10, 587, 854	128, 343
デリバティブ取引(※5)			
① ヘッジ会計が 適用されていないもの	2, 657	47, 840	45, 182
② ヘッジ会計が 適用されているもの	△9, 489	82, 522	92, 012
デリバティブ取引計	△6, 832	130, 362	137, 194

(※1) 営業債権、リース債権及びリース投資資産に対応する貸倒引当金を控除している。

(※2) リース債権及びリース投資資産は、見積残存価額を控除している。

(※3) 社債には、1年以内償還予定の社債及び社債を含んでいる。

(※4) 長期借入金には、1年以内返済予定の長期借入金及び長期借入金を含んでいる。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務(△)は、純額で表示している。

また、連結貸借対照表計上額については、海外連結子会社の取引の一部につき関連する担保金額を控除している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらの時価は、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(2) 営業債権、(3) リース債権及びリース投資資産

これらの時価は、主に債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっている。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、主に取引所の価格又は見積り将来キャッシュ・フローを市場利子率で割引く方法により算定している。

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記参照。

負 債

(1) 短期借入金、(2) コマーシャルペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 社債

社債については、主に入手可能であれば市場価格、不可能である場合は元利金の合計額を同様の社債を新規に発行した場合に想定される利率で割り引いて時価を算定している。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、T F Sグループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、主に元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いて時価を算定している。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記参照。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 平成23年3月31日	当連結会計年度 平成24年3月31日
非上場株式	23,968	24,083

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
現金及び預金	217,589	12	—
営業債権	3,935,286	4,452,502	323,030
リース債権及びリース投資資産	283,072	403,795	5,520
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの			
①債券			
国債・地方債等	7,661	1,549	11,754
社債その他	62,178	6,171	8,070
②その他	258,810	—	409
その他有価証券のうち満期があるもの 計	328,650	7,721	20,234
合計	4,764,599	4,864,031	348,786

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
現金及び預金	157,190	2	—
営業債権	3,993,856	4,552,282	330,850
リース債権及びリース投資資産	238,806	349,376	4,726
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの			
①債券			
国債・地方債等	6,697	6,195	14,122
社債その他	178,547	4,998	7,558
②その他	152,317	409	—
その他有価証券のうち満期があるもの 計	337,562	11,603	21,681
合計	4,727,416	4,913,264	357,258

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
短期借入金	896,616	—	—
コマーシャルペーパー	2,016,682	—	—
社債	1,713,532	2,284,259	650,899
長期借入金	770,930	2,414,321	109,736
合計	5,397,761	4,698,581	760,635

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
短期借入金	717,981	—	—
コマーシャルペーパー	2,240,252	—	—
社債	970,199	2,564,036	522,300
長期借入金	1,182,919	2,141,364	120,455
合計	5,111,353	4,705,400	642,756

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	—	—	—
②債券			
国債・地方債	8,341	8,228	112
社債その他	47,203	46,645	557
③その他	199,337	184,063	15,274
小計	254,882	238,937	15,945
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	4,055	4,155	△99
②債券			
国債・地方債	13,063	13,210	△146
社債その他	29,847	29,860	△13
③その他	688,478	688,493	△14
小計	735,445	735,720	△275
合計	990,327	974,657	15,670

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 9,273百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていない。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	4,412	4,155	257
②債券			
国債・地方債	14,400	13,701	698
社債その他	13,654	12,927	727
③その他	306,889	286,629	20,260
小計	339,357	317,413	21,943
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②債券			
国債・地方債	13,881	13,926	△45
社債その他	178,330	178,339	△8
③その他	294,351	294,353	△2
小計	486,563	486,619	△56
合計	825,920	804,032	21,887

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 9,219百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていない。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	14,635	—	△6	△6
	買建	217,227	—	△3,648	△3,648
	通貨スワップ取引				
	支払米ドル受取ユーロ	413,515	139,307	35,564	35,564
	支払米ドル受取日本円	289,563	288,881	59,474	59,474
	支払米ドル受取豪ドル	374,492	276,479	75,322	75,322
	支払ユーロ受取米ドル	224,300	224,300	△2,277	△2,277
	その他	1,492,336	998,560	△39,227	△39,227
合計		3,026,070	1,927,528	125,202	125,202

(注) 時価の算定方法

主として将来キャッシュ・フローを見積もり、それを適切な市場利子率で割引く方法等により算定している。

(2) 金利関連

	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	1,476,887	1,062,893	16,174	16,174
	受取変動・支払固定	6,271,563	4,173,808	△76,578	△76,578
	受取変動・支払変動	325,825	108,298	197	197
	オプション取引				
	買建キャップ	5,072	3,170	△21	△21
	その他	13,719	11,641	△1,165	△1,165
合計		8,093,068	5,359,811	△61,393	△61,393

(注) 時価の算定方法

主として期末日現在の金利等を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引く方法等により算定している。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
公正価値 ヘッジ	通貨スワップ取引	社債			
	支払米ドル		181,030	99,974	70,422
	受取スイスフラン				
	支払米ドル受取ユーロ		286,196	155,567	6,749
	支払米ドル受取日本円		66,791	31,077	33,966
	その他		44,820	23,362	6,472
合計			578,838	309,981	117,609

(注) 時価の算定方法

主として将来キャッシュ・フローを見積もり、それを適切な市場利子率で割引く方法等により算定している。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ取引	社債 借入金	95,000	95,000	2,284
	受取固定・支払変動				
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引	社債 借入金	463,000	430,000	15,820
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払変動				
公正価値 ヘッジ	金利スワップ取引	社債	98,626	98,626	6,808
	受取固定・支払変動				
合計			657,626	624,626	24,929

(注) 時価の算定方法

主として期末日現在の金利等を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引く方法等により算定している。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	25,267	—	△139	△139
	買建	196,972	—	2,700	2,700
	通貨スワップ取引				
	支払米ドル受取日本円	280,437	158,401	59,614	59,614
	支払米ドル受取豪ドル	273,443	256,755	21,275	21,275
	支払ユーロ受取米ドル	228,771	128,854	9,898	9,898
	支払加ドル受取米ドル	184,440	116,172	△10,128	△10,128
	その他	1,227,986	864,810	26,632	26,632
合計		2,417,320	1,524,993	109,853	109,853

(注) 時価の算定方法

主として将来キャッシュ・フローを見積もり、それを適切な市場利子率で割引く方法等により算定している。

(2) 金利関連

	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	1,695,143	1,459,402	35,977	35,977
	受取変動・支払固定	6,049,088	3,907,040	△98,505	△98,505
	受取変動・支払変動	132,752	19,165	841	841
	オプション取引				
	買建キャップ	3,363	—	△6	△6
	その他	7,397	7,397	△320	△320
合計		7,887,745	5,393,005	△62,013	△62,013

(注) 時価の算定方法

主として期末日現在の金利等を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引く方法等により算定している。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
公正価値 ヘッジ	通貨スワップ取引	社債			
	支払米ドル		98,820	66,446	40,213
	受取スイスフラン				
	支払米ドル受取ユーロ		153,771	57,228	2,564
	支払米ドル受取日本円		30,718	30,718	19,462
	その他		23,092	12,941	△974
合計			306,402	167,334	61,265

(注) 時価の算定方法

主として将来キャッシュ・フローを見積もり、それを適切な市場利子率で割引く方法等により算定している。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ取引	社債 借入金			
	受取固定・支払変動		60,000	60,000	2,278
	受取変動・支払固定		20,000	20,000	31
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引	社債 借入金			
	受取固定・支払変動		415,000	390,000	14,019
	受取変動・支払固定		6,000	6,000	42
	受取変動・支払変動		1,000	1,000	13
公正価値 ヘッジ	金利スワップ取引	社債			
	受取固定・支払変動		38,218	38,218	4,871
合計			540,218	515,218	21,256

(注) 時価の算定方法

主として期末日現在の金利等を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引く方法等により算定している。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

国内連結子会社は、退職金制度の一部について確定拠出年金制度を採用し、残額については退職一時金を充当している。また、一部の海外子会社は確定給付型の制度を設けており、他の一部の海外子会社は確定拠出型の制度を設けている。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次の通りである。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
年金資産の額	192,692百万円	204,565百万円
年金財政計算上の給付債務の額	144,897 "	178,140 "
差引額	47,794百万円	26,425百万円

(2) 制度全体に占めるトヨタファイナンシャルサービス株式会社グループの給与総額割合

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	27.3%
当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	27.8%

(3) 補足説明

上記 (1) の当連結会計年度における差引額の主な要因は、年金資産の実際運用収益等によるものである。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
イ 退職給付債務	△11,597百万円	△13,038百万円
ロ 年金資産	4,576 "	5,581 "
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△7,021百万円	△7,456百万円
ニ 会計基準変更時差異の未処理額	— "	— "
ホ 未認識数理計算上の差異	208 "	△170 "
ヘ 未認識過去勤務債務	212 "	174 "
ト 連結貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	△6,600百万円	△7,453百万円
チ 前払年金費用	— "	— "
リ 退職給付引当金(ト+チ)	△6,600百万円	△7,453百万円

(注) 退職給付引当金は、固定負債の「その他」に含まれている。

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
イ 勤務費用	3,168百万円	2,814百万円
ロ 利息費用	443 "	455 "
ハ 期待運用収益	△243 "	△304 "
ニ 会計基準変更時差異の費用処理額	— "	— "
ホ 数理計算上の差異の費用処理額	529 "	1,137 "
ヘ 過去勤務債務の費用処理額	16 "	24 "
ト その他	349 "	216 "
チ 退職給付費用	4,265百万円	4,344百万円

(注) 退職給付費用には、複数事業主制度に関するものが含まれている。

「ト その他」は、確定拠出年金への掛金支払額である。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

主として勤務期間基準

(2) 割引率

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
2.0%～5.9%	2.0%～5.1%

(3) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
6.3%～6.8%	6.3%～6.5%

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による按分額を費用処理する方法)

(5) 数理計算上の差異の処理年数

13年～16年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による按分額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理する方法)

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	62,366百万円	43,183百万円
税務上の繰越欠損金	124,896 "	92,916 "
その他	23,680 "	23,567 "
繰延税金資産小計	210,943百万円	159,667百万円
評価性引当金	△376 "	△418 "
繰延税金資産合計	210,566百万円	159,249百万円
繰延税金負債		
償却資産	△532,227百万円	△548,117百万円
その他	△48,354 "	△59,206 "
繰延税金負債合計	△580,582百万円	△607,324百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△370,015百万円	△448,074百万円
(注)繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の科目に含まれている。		(注)繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の科目に含まれている。
	(百万円)	(百万円)
流動資産—その他	64,855	流動資産—その他 100,897
固定資産—投資その他の資産	12,718	固定資産—投資その他の資産 12,175
流動負債—その他	13,316	流動負債—その他 13,645
固定負債—繰延税金負債	434,272	固定負債—繰延税金負債 547,501

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.6%	40.6%
在外子会社税率差異	△4.4 "	△4.0 "
在外子会社の留保利益	0.5 "	0.5 "
その他	△0.1 "	1.1 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.6%	38.1%

(セグメント情報等)

セグメント情報

1 報告セグメントの概要

トヨタファイナンシャルサービス株式会社（以下、T F S）グループの報告セグメントは、構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、マネジメントが、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

T F Sグループは、主に、割賦金融、リース取引、卸売金融、保険仲介等の販売金融事業を営んでおり、国内及び海外の連結子会社が独立した経営単位として、各国の市場環境に応じた事業活動を展開している。

従って、T F Sグループは国別のセグメントから構成されているが、米国及びカナダについては、経済的特徴等が概ね類似していることから「北米」として集約し、「日本」及び「北米」を報告セグメントとしている。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一である。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値である。

セグメント間の内部収益及び振替高は、市場の実勢を勘案した価格に基づいている。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

	報告セグメント			その他 (百万円) (注) 1	合計 (百万円)	調整額 (百万円) (注) 2	連結財務諸 表計上額 (百万円)
	日本 (百万円)	北米 (百万円)	計 (百万円)				
売上高							
外部顧客への売上高	153,357	814,833	968,190	228,491	1,196,681	—	1,196,681
セグメント間の内部 売上高又は振替高	40	371	412	16,373	16,785	△16,785	—
計	153,397	815,204	968,602	244,864	1,213,466	△16,785	1,196,681
セグメント利益	19,732	277,500	297,232	55,258	352,490	△319	352,171
セグメント資産	1,384,313	7,343,843	8,728,157	2,791,722	11,519,879	—	11,519,879
その他の項目							
支払利息	9,255	181,087	190,343	117,080	307,424	△14,806	292,617
減価償却費	13,409	300,611	314,021	21,582	335,603	48	335,652
貸倒引当金繰入額	13,071	△19,372	△6,300	15,912	9,612	—	9,612

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、オーストラリア及びドイツ等の連結子会社の事業活動を含んでいる。

2 調整額は、以下のとおりである。

(1) セグメント利益の調整額△319百万円は、主に各セグメントに帰属しないその他の利益である。

(2) 支払利息の調整額△14,806百万円は、主にセグメント間取引消去である。

3 「売上高」には、受取利息がそれぞれ、「日本」22,680百万円、「北米」344,906百万円、「その他」228,803百万円含まれている。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

	報告セグメント			その他 (百万円) (注) 1	合計 (百万円)	調整額 (百万円) (注) 2	連結財務諸 表計上額 (百万円)
	日本 (百万円)	北米 (百万円)	計 (百万円)				
売上高							
外部顧客への売上高	146,949	693,735	840,684	249,326	1,090,010	—	1,090,010
セグメント間の内部 売上高又は振替高	20	329	349	17,988	18,338	△18,338	—
計	146,969	694,065	841,034	267,315	1,108,349	△18,338	1,090,010
セグメント利益	29,795	206,035	235,830	44,011	279,841	△1,505	278,336
セグメント資産	1,308,091	7,195,515	8,503,606	3,045,964	11,549,571	—	11,549,571
その他の項目							
支払利息	6,697	146,820	153,517	129,819	283,337	△15,451	267,885
減価償却費	12,029	269,275	281,305	20,918	302,223	△69	302,154
貸倒引当金繰入額	64	3,650	3,715	13,063	16,778	—	16,778

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、オーストラリア及びドイツ等の連結子会社の事業活動を含んでいる。

2 調整額は、以下のとおりである。

(1) セグメント利益の調整額△1,505百万円は、主に各セグメントに帰属しないその他の利益である。

(2) 支払利息の調整額△15,451百万円は、主にセグメント間取引消去である。

3 「売上高」には、受取利息がそれぞれ、「日本」17,407百万円、「北米」279,272百万円、「その他」248,858百万円含まれている。

関連情報

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

日本 (百万円)	米国 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
153,357	763,806	279,518	1,196,681

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2) 有形固定資産

日本 (百万円)	米国 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
32,309	1,594,428	75,754	1,702,492

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はない。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

日本 (百万円)	米国 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
146,949	649,276	293,784	1,090,010

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2) 有形固定資産

日本 (百万円)	米国 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
22,179	1,542,210	145,205	1,709,595

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はない。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
記載すべき重要なものはない。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
該当事項はない。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

記載すべき重要なものはない。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はない。

関連当事者情報

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) トヨタファイナンシャルサービス株式会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	トヨタ 自動車㈱	愛知県 豊田市	397,049	自動車の製 造・販売	被所有 直接 100	資金の借入 役員の兼任 設備等の賃 借等	当社銀行借 入に対する 債務被保証	376,855	—	—

(2) トヨタファイナンシャルサービス株式会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) トヨタファイナンシャルサービス株式会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	トヨタ 自動車㈱	愛知県 豊田市	397,049	自動車の製 造・販売	被所有 直接 100	資金の借入 役員の兼任 設備等の賃 借等	資金の借入	△121,500	短期借入金	—
							資金の借入	△17,171	1年以内返済 予定の長期借 入金	—
							資金の借入	△41,468	長期借入金	—
							支払利息	305	—	—

(イ) トヨタファイナンシャルサービス株式会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものはない。

(ウ) トヨタファイナンシャルサービス株式会社と同一の親会社を持つ会社等及びトヨタファイナンシャルサービス株式会社のその他の関係会社の子会社等

記載すべき重要なものはない。

(エ) トヨタファイナンシャルサービス株式会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	ジョージ ボースト	—	—	当社取締役	—	住宅ローンの 貸付	住宅ローンの 貸付	△14	営業 債権	76
親会社の 役員	稲葉 良規	—	—	トヨタ自動 車(株)取締 役	—	住宅ローンの 貸付	住宅ローンの 貸付	△92	—	—

- (注) 1 取引金額及び期末残高には消費税等を含まない。
2 マイナスの取引金額は貸付資金又は借入資金の返済額である。
3 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場金利等を勘案して決定している。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

トヨタ自動車(株) (東京、名古屋、大阪、福岡、札幌、ニューヨーク、ロンドンの各証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はない。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) トヨタファイナンシャルサービス株式会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	トヨタ自動車(株)	愛知県豊田市	397,049	自動車の製造・販売	被所有 100	資金の借入 役員の兼任 設備等の賃借等	当社銀行借入に対する債務被保証	225,371	—	—

(2) トヨタファイナンシャルサービス株式会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) トヨタファイナンシャルサービス株式会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

記載すべき重要なものはない。

(イ) トヨタファイナンシャルサービス株式会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものはない。

(ウ) トヨタファイナンシャルサービス株式会社と同一の親会社を持つ会社等及びトヨタファイナンシャルサービス株式会社のその他の関係会社の子会社等

記載すべき重要なものはない。

(エ) トヨタファイナンシャルサービス株式会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	ジョージボースト	—	—	当社取締役	—	住宅ローンの貸付	住宅ローンの貸付	△6	営業債権	69

- (注) 1 取引金額及び期末残高には消費税等を含まない。
2 マイナスの取引金額は貸付資金又は借入資金の返済額である。
3 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場金利等を勘案して決定している。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

トヨタ自動車(株) (東京、名古屋、大阪、福岡、札幌、ニューヨーク、ロンドンの各証券取引所に
上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はない。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	655, 145円55銭	728, 062円36銭
1 株当たり当期純利益金額	144, 470円90銭	115, 886円48銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりである。

項目	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
当期純利益(百万円)	226, 891	181, 999
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	226, 891	181, 999
普通株式の期中平均株式数(株)	1, 570, 500	1, 570, 500

3. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	1, 040, 147	1, 154, 539
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円) 少数株主持分	11, 241	11, 117
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	1, 028, 906	1, 143, 421
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1, 570, 500	1, 570, 500

(重要な後発事象)

該当事項はない。

④ 連結附属明細表

社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
トヨタファイ ナンス㈱	普通社債 (注) 1	2004年～ 2011年	764, 935	611, 954 (124, 999)	0. 31 ～ 2. 07	なし	2011年 ～ 2020年
海外子会社	普通社債 (注) 1 (注) 2 (注) 3	2005年～ 2012年	571, 585 [750百万 米ドル 3, 900百万 スイス・フラン 22, 600百万 タイ・バーツ 351百万 ポリバル・フェルテ 7百万 フィリピン・ペソ 800百万 加ドル 135百万 アルゼンチン・ペソ 35, 000百万 韓国・ウォン]	308, 460 (101, 333) [400百万 米ドル 1, 400百万 スイス・フラン 21, 850百万 タイ・バーツ 353百万 ポリバル・フェルテ 23百万 フィリピン・ペソ 805百万 加ドル 233百万 アルゼンチン・ペソ 20, 000百万 韓国・ウォン]	1. 63 ～ 24. 90	なし	2011年 ～ 2017年
	メディアムターム ノート (注) 1 (注) 2 (注) 4	2001年～ 2012年	3, 312, 171 [13, 768百万 米ドル 7, 453百万 豪ドル 4, 069百万 ニュージーランド・ ドル 808百万 英ポンド 200百万 加ドル 1, 500百万 香港ドル 6, 465百万 ユーロ 4, 450百万 メキシコ・ペソ 265百万 マレーシア・ リンギット 75百万 ニュー・トルコ・ リラ 5, 376百万 南アフリカ・ランド 500百万 スウェーデン・ クローネ]	3, 136, 121 (743, 866) [21, 192百万 米ドル 5, 793百万 豪ドル 3, 450百万 ニュージーランド・ ドル 558百万 英ポンド 200百万 加ドル 1, 500百万 香港ドル 2, 620百万 ユーロ 4, 450百万 メキシコ・ペソ 365百万 マレーシア・ リンギット 4, 083百万 南アフリカ・ランド 500百万 スウェーデン・ クローネ]	0. 00 ～ 15. 25	なし	2011年 ～ 2047年
合計	—	—	4, 648, 691	4, 056, 536 (970, 199)	—	—	—

- (注) 1 1年以内に償還が予定される金額を()内に付記している。
- 2 外国において発行された社債及びミディアムタームノートについて外貨建てによる金額を[]内に付記している。
- 3 海外子会社トヨタ モーター クレジット㈱、トヨタ クレジット カナダ㈱、トヨタ リーシング タイランド㈱、トヨタ サービス デ ベネズエラ㈱、トヨタ ファイナンシャル サービス フィリピン㈱、トヨタ ファイナンシャル サービス コリア㈱、トヨタ コンパニーア フィナンシェラ デ アルゼンチン㈱の発行しているものを集約している。
- 4 海外子会社トヨタ モーター クレジット㈱、トヨタ クレジット カナダ㈱、トヨタ モーター ファイナンス (ネザールンズ)㈱、トヨタ ファイナンス オーストラリア㈱、トヨタ ファイナンス ニュージーランド㈱、トヨタ キャピタル マレーシア㈱、トヨタ ファイナンシャル サービス メキシコ㈱の発行しているものを集約している。
- 5 連結決算日後5年以内における償還予定額は、次のとおりである。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
970,199	819,469	542,845	689,541	512,179

借入金等明細表

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	896,616	717,981	2.42	—
1年以内に返済予定の長期借入金	770,930	1,182,919	1.84	—
1年以内に返済予定のリース債務	82	84	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,524,057	2,261,820	2.15	2013年～2029年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	144	73	—	2013年～2017年
その他有利子負債 コマーシャルペーパー (1年以内返済予定)	2,016,682	2,240,252	0.72	—
合計	6,208,513	6,403,132	—	—

- (注) 1 平均利率は、当連結会計年度末における利率および残高より加重平均した利率である。
- 2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していない。
- 3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は、次の通りである。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	791,505	669,188	468,621	212,048
リース債務	65	6	1	0

資産除去債務明細表

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略している。

(2) その他

該当事項はない。

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

① 貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	355	533
売掛金 ※ 1	2,043	1,909
有価証券	1,810	1,550
繰延税金資産	444	302
未収収益	1,042	1,062
関係会社短期貸付金	166,300	263,032
未収入金	81	100
その他	17	102
流動資産合計	172,094	268,593
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	124	112
車両運搬具（純額）	7	13
工具器具備品（純額）	30	18
土地	0	0
有形固定資産合計 ※ 2	162	144
無形固定資産		
ソフトウェア	43	42
無形固定資産合計	43	42
投資その他の資産		
投資有価証券	12,608	12,964
関係会社株式	155,339	160,730
関係会社出資金	56,282	66,218
関係会社長期貸付金	317,942	53,000
長期前払費用	19	13
繰延税金資産	377	—
その他	219	218
投資その他の資産合計	542,787	293,145
固定資産合計	542,993	293,332
資産合計	715,088	561,926

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※ 1 329	※ 1 299
1年以内返済予定の長期借入金	166,300	263,032
未払金	2,484	1,203
未払費用	1,079	1,089
未払法人税等	53	31
預り金	14	13
賞与引当金	135	143
流動負債合計	170,397	265,812
固定負債		
長期借入金	314,942	50,000
関係会社長期借入金	19,500	—
繰延税金負債	—	62
退職給付引当金	216	256
役員退任慰労引当金	57	60
固定負債合計	334,716	50,379
負債合計	505,113	316,191
純資産の部		
株主資本		
資本金	78,525	78,525
資本剰余金		
資本準備金	78,525	78,525
資本剰余金合計	78,525	78,525
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	52,928	88,457
利益剰余金合計	52,928	88,457
株主資本合計	209,978	245,507
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△3	226
評価・換算差額等合計	△3	226
純資産合計	209,975	245,734
負債純資産合計	715,088	561,926

② 損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1 日 至 平成23年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1 日 至 平成24年 3月 31日)
売上高		
関係会社受取配当金	46,290	91,334
関係会社受取手数料	4,332	3,774
関係会社融資収益	5,166	4,947
売上高合計	55,788	100,056
売上原価		
関係会社支払手数料	695	605
関係会社金融費用	192	182
金融費用	4,817	4,620
売上原価合計	5,705	5,408
売上総利益	50,083	94,648
販売費及び一般管理費		
役員報酬	105	116
従業員給与手当	953	940
従業員賞与手当	152	152
賞与引当金繰入額	134	142
退職給付費用	100	69
役員退任慰労引当金繰入額	16	19
旅費交通費	122	112
賃借料	151	151
減価償却費	48	41
その他	509	522
販売費及び一般管理費合計	2,294	2,269
営業利益	47,789	92,378
営業外収益		
受取利息	17	28
受取配当金	208	218
為替差益	72	—
その他	21	12
営業外収益合計	320	259
営業外費用		
支払利息	182	55
為替差損	—	1,912
その他	13	7
営業外費用合計	※ 1 195	※ 1 1,975
経常利益	47,913	90,662

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
特別損失		
投資有価証券売却損	147	—
特別損失合計	147	—
税引前当期純利益	47,766	90,662
法人税、住民税及び事業税	2,158	2,724
法人税等調整額	374	456
法人税等合計	2,533	3,180
当期純利益	45,233	87,481

③ 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	78,525	78,525
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	78,525	78,525
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	78,525	78,525
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	78,525	78,525
資本剰余金合計		
当期首残高	78,525	78,525
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	78,525	78,525
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	7,695	52,928
当期変動額		
剰余金の配当	—	△51,952
当期純利益	45,233	87,481
当期変動額合計	45,233	35,529
当期末残高	52,928	88,457
利益剰余金合計		
当期首残高	7,695	52,928
当期変動額		
剰余金の配当	—	△51,952
当期純利益	45,233	87,481
当期変動額合計	45,233	35,529
当期末残高	52,928	88,457
株主資本合計		
当期首残高	164,745	209,978
当期変動額		
剰余金の配当	—	△51,952
当期純利益	45,233	87,481
当期変動額合計	45,233	35,529
当期末残高	209,978	245,507
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	911	△3
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△915	230
当期変動額合計	△915	230
当期末残高	△3	226

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
評価・換算差額等合計		
当期首残高	911	△3
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	△915	230
当期変動額合計	△915	230
当期末残高	△3	226
純資産合計		
当期首残高	165,657	209,975
当期変動額		
剰余金の配当	—	△51,952
当期純利益	45,233	87,481
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	△915	230
当期変動額合計	44,317	35,759
当期末残高	209,975	245,734

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物(附属設備を除く)は定額法により、建物附属設備、車両運搬具、工具器具備品は定率法により減価償却している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

- ・建物 3年から47年
- ・車両運搬具 3年から6年
- ・工具器具備品 3年から20年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により減価償却している。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

4 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支出に備えるため、役員退任慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上している。

5 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

(2) 連結納税制度の適用

トヨタ自動車株式会社を連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用している。

表示方法の変更

(損益計算書関係)

前事業年度において「販売費及び一般管理費」の「その他」に含めていた「役員報酬」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしている。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「販売費及び一般管理費」の「その他」に表示していた614百万円は、「役員報酬」105百万円、「その他」509百万円として組み替えている。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。

注記事項

(貸借対照表関係)

※ 1 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
売掛金	2,043百万円	1,909百万円
買掛金	329百万円	299百万円

※ 2 資産の金額から直接控除している減価償却累計額の額

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	243百万円	250百万円

3 偶発債務

前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
平成22年 4月、トヨタファイナンシャルサービス株式会社及び海外連結子会社等に対し、トヨタの加速システムに関する問題を適切に開示しなかったとして、社債券者集団訴訟が提起された。 なお、この訴訟に関連する賠償責任の有無及びそれに伴う損害賠償の金額については、現時点では不明である。	平成22年 4月、トヨタファイナンシャルサービス株式会社及び海外連結子会社等に対し、トヨタの加速システムに関する問題を適切に開示しなかったとして、社債券者集団訴訟が提起されたが、平成23年 8月、原告の訴えを却下する判決が確定した。

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社との取引

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
支払利息	182百万円	55百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1 自己株式に関する事項

該当事項はない。

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1 自己株式に関する事項

該当事項はない。

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式148,867百万円、関連会社株式6,471百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していない。

当事業年度(平成24年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式153,576百万円、関連会社株式7,153百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していない。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	53百万円	52百万円
退職給付引当金	87百万円	89百万円
役員退任慰労引当金	23百万円	21百万円
税務上の繰越欠損金	617百万円	116百万円
繰越外国税額控除	47百万円	54百万円
その他	75百万円	101百万円
繰延税金資産小計	905百万円	435百万円
評価性引当金	△22百万円	△19百万円
繰延税金資産合計	882百万円	416百万円
繰延税金負債		
連結法人間取引の譲渡益繰延	△60百万円	△53百万円
その他有価証券評価差額金	—	△123百万円
繰延税金負債合計	△60百万円	△176百万円
繰延税金資産の純額	822百万円	239百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.6%	40.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	0.0%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△37.4%	△38.9%
外国子会社等受取配当源泉税	2.0%	1.7%
その他	0.1%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.4%	3.5%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなった。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.7%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.3%に、それぞれ変更されている。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は9百万円減少し、法人税等調整額が28百万円、その他有価証券評価差額金が18百万円、それぞれ増加している。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	133,699円54銭	156,469円13銭
1株当たり当期純利益金額	28,801円77銭	55,703円02銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載をしていない。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりである。

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益(百万円)	45,233	87,481
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	45,233	87,481
普通株式の期中平均株式数(株)	1,570,500	1,570,500

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりである。

項目	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	209,975	245,734
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る純資産額(百万円)	209,975	245,734
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	1,570,500	1,570,500

(重要な後発事象)

該当事項はない。

④ 附属明細表

有価証券明細表

株式

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	(株)ジェーシービー	231,900	8,116
		東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株)	14,280,000	4,412
計			14,511,900	12,529

その他

種類及び銘柄			投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他有価証券	(証券投資信託の受益証券) T A マネー・アルファ・オープン	150,358,495	150
		国内譲渡性預金	—	1,400
		小計	—	1,550
投資有価証券	その他有価証券	(証券投資信託の受益証券) T A 技術フォーカスオープン	407,730,760	185
		T A 中部経済圏株式ファンド	357,396,020	249
		小計	—	435
計			—	1,986

有形固定資産等明細表

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	—	—	—	182	69	11	112
車両運搬具	—	—	—	38	25	5	13
工具器具備品	—	—	—	173	154	12	18
土地	—	—	—	0	—	—	0
有形固定資産計	—	—	—	394	250	29	144
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	298	255	17	42
無形固定資産計	—	—	—	298	255	17	42
長期前払費用	—	—	—	33	19	6	13

(注) 有形固定資産、無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略している。

引当金明細表

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	135	143	135	—	143
役員退任慰労引当金	57	19	16	—	60

(2) 主な資産及び負債の内容

① 現金及び預金

区分		金額(百万円)
現金		0
預金	当座預金	0
	普通預金	533
	小計	533
計		533

② 売掛金

相手先	金額(百万円)
トヨタ モーター クレジット(株)	1,347
トヨタファイナンス(株)	223
トヨタ ファイナンス オーストラリア(株)	111
トヨタ モーター ファイナンス(ネザーランド)(株)	107
トヨタ クレジット カナダ(株)	66
その他	52
計	1,909

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	当期末残高 (百万円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
2,043	3,701	3,835	1,909	66.8	195.4

③ 関係会社短期貸付金

相手先	金額(百万円)
トヨタ モーター クレジット(株)	181,720
トヨタ モーター ファイナンス(ネザーランド)(株)	81,312
合計	263,032

④ 関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
トヨタ ファイナンシャル サービス アメリカ(株)	55,722
トヨタファイナンス(株)	30,000
トヨタ リーシング タイランド(株)	18,051
トヨタ ファイナンシャル サービス (UK)(株)	17,937
トヨタ ファイナンス オーストラリア(株)	12,163
その他	26,855
計	160,730

⑤ 関係会社出資金

相手先	金額(百万円)
トヨタ クレジットバンク(有)	42,161
トヨタ モーター ファイナンス チャイナ(有)	24,056
計	66,218

⑥ 関係会社長期貸付金

相手先	金額(百万円)
トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ)(株)	50,000
トヨタファイナンス(株)	3,000
計	53,000

⑦ 買掛金

相手先	金額(百万円)
トヨタ自動車(株)	299
計	299

⑧ 1年以内返済予定の長期借入金

相手先	金額(百万円)
国内金融機関	263,032
計	263,032

⑨ 長期借入金

相手先	金額(百万円)
国内金融機関	50,000
計	50,000

(3) その他

該当事項はない。

＜上記の社債以外の社債に関する情報＞

未定

2012 年 2 月 3 日現在

発行登録書の提出者が金融商品取引法第 5 条第 4 項各号
に掲げる要件を満たしていることを示す書面

会社名 トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
代表者の役職氏名 業務執行取締役 ジョン・ロドニー・チャンドラー

- 1 当社は 1 年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成 24 年 2 月 3 日）以前 5 年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が 100 億円以上である。

（参考）

（平成 23 年 10 月 28 日（受渡日）の売出し）

トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2013 年 11 月満期豪ドル建社債
券面総額又は振替社債の総額 2 億 5,200 万豪ドル^(*)

（*）株式会社三菱東京 U F J 銀行が発表した平成 23 年 10 月 28 日（受渡日）現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 豪ドル＝81.43 円の換算レートで換算した円貨相当額は 205 億 2,036 万円である。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

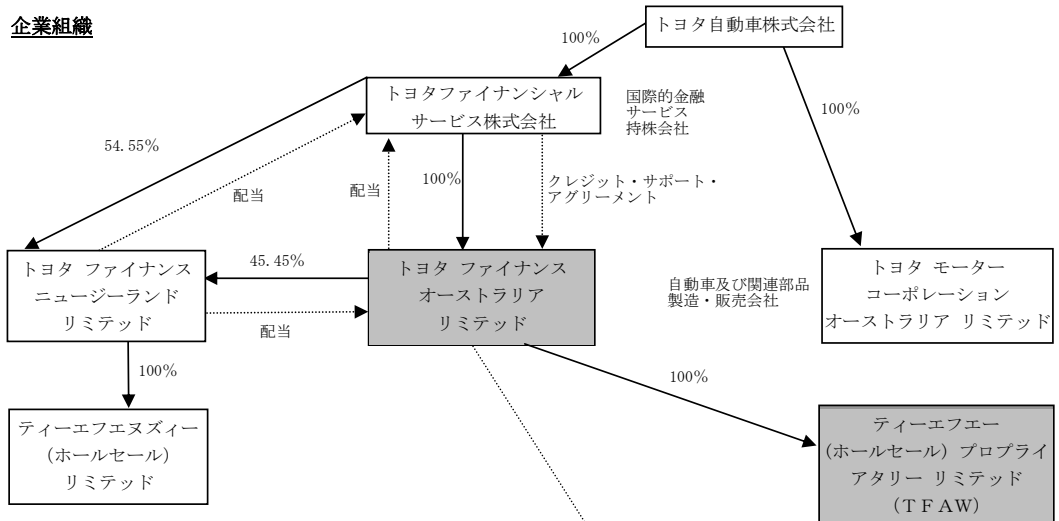
トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド（以下「T F A」という。）、T F Aが支配する会社及びT F Aが統合する特定目的証券化信託からなる経済的主体（以下「グループ会社」と総称する。）の主な業務は、以下のとおりである。

- ・リース、分割払購入、消費者融資及び商業融資の形態による顧客の自動車購入のための融資
- ・自動車ディーラーに対する在庫融資枠及び商業融資の提供
- ・顧客へのオペレーティング・リース及びフリート管理サービスの提供
- ・期間外保証商品及び期間外保証保険の管理及び運営

T F Aの親会社、T F Aの子会社及びその他のT F Aとの間で直接的な株式保有の関係を有する会社の事業とT F Aの事業との関係は、以下のとおりである。

TF Aの事業、製品及び顧客の系統図

企業組織



販売経路

製品	販売経路		
	ディーラー営業 地域事務所	フリート営業 アカウント・マネージャー	顧客ダイレクト販売 顧客販売センター
消費者金融	✓		✓
事業用車両融資	✓		✓
オペレーティング・リース(管理及び非管理)		✓	
ファイナンス・リース	✓	✓	✓
ノベティッド・ファイナンス・リース(管理及び非管理)	✓*	✓	✓*
分割払購入	✓	✓	✓
法人向け及びディーラー融資	✓		
- 在庫融資	✓		
- 見返り融資枠	✓		
- 資本融資	✓		
- チャージ・プラン	✓		
- 一般目的融資枠	✓		
トヨタ保険	✓		✓
トヨタ・	✓		✓
エクストラ・ケア	✓		✓
- ロードサイド・サービス	✓		✓

顧客

ディーラー (トヨタ及びトヨタ以外)
ビジネス (個人業主、パートナーシップ、企業)
個人顧客

* 非管理のリースのみ。

2. 主要な経営指標等の推移

次の表は、表示された期間及び日付現在のグループ会社の主要な経営指標の推移を示すものである。

決算期		2008年 3月31日 終了 12ヶ月間 (注11)	2009年 3月31日 終了 12ヶ月間 (注11)	2010年 3月31日 終了 12ヶ月間 (注11)	2011年 3月31日 終了 12ヶ月間 (注11)	2012年 3月31日 終了 12ヶ月間 (注11)
利息及び類似収益	千豪ドル	446,723 ^(注1)	536,286	567,927	707,736	808,443
純金融収益	千豪ドル	154,168 ^(注1、12)	141,559 ^(注12)	198,130	225,533	246,779
税引後利益	千豪ドル	64,527 ^(注2)	27,508 ^(注3)	63,673 ^(注4)	91,943 ^(注5)	85,340 ^(注6)
資本金	千豪ドル	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
発行済株式総数	株	120,000,000	120,000,000	120,000,000	120,000,000	120,000,000
純資産額	千豪ドル	504,860	526,199 ^(注13)	580,780	640,892	699,091
総資産額	千豪ドル	5,834,458	7,987,715 ^(注13)	8,270,474	10,377,676	11,150,904
1株当たり純資産額	豪ドル	4.207	4.385 ^(注13)	4.840	5.341	5.826
1株当たり利益 ^(注7)	豪ドル	0.538	0.229	0.531	0.766	0.711
自己資本比率 ^(注8)	%	8.653	6.588 ^(注13)	7.022	6.176	6.269
自己資本利益率 ^(注9)	%	12.781	5.228 ^(注13)	10.963	14.346	12.207
営業活動による正味 キャッシュ・フロー	千豪ドル	(386,238)	(763,497)	(1,305,443)	(1,218,431)	(1,310,309)
投資活動による正味 キャッシュ・フロー	千豪ドル	(3,239)	(12,230)	(7,192)	(14,176)	(7,418)
財務活動による正味 キャッシュ・フロー	千豪ドル	394,317	1,886,922	408,417	1,961,573	549,928
現金及び現金同等物	千豪ドル	11,056	1,122,251	218,033	946,999	179,200
従業員数 ^(注10)	人	379	369	380	422.5	475.35

(注1) 2009年3月31日に終了した事業年度において、収益勘定のうちの一つの分類が「利息及び類似収益」から「その他の収益」に変更された。これにあわせ、2008年3月31日に終了した事業年度の数値が、2009年3月31日に終了した事業年度に関する財務情報と整合しかつ比較対象になるよう調整された。

(注2) 営業活動以外からの収益5,225千豪ドル（関連会社からの純利益の配分）を含む。

(注3) 営業活動以外からの収益2,564千豪ドル（関連会社からの純利益の配分）を含む。

(注4) 営業活動以外からの収益5,092千豪ドル（関連会社からの純利益の配分）を含む。

(注5) 営業活動以外からの収益7,811千豪ドル（関連会社からの純利益の配分）を含む。

(注6) 営業活動以外からの収益7,262千豪ドル（関連会社からの純利益の配分）を含む。

(注7) 税引後利益を発行済株式総数で除したものである。

(注8) 純資産を総資産で除したものである。

(注9) 税引後利益を純資産で除したものである。

(注10) 期末日現在のT F A及びT F Aが支配する会社の正規従業員相当の従業員の調整後員数。正規従業員相当の従業員の調整後員数は、産休中、社外出向中及び非常勤の従業員を含む。

(注11) 本表に含まれる2012年3月31日に終了した事業年度に関する財務情報は、国際財務報告基準と同等のオーストラリアにおける基準（以下「A I F R S」という。）に従い作成されている。

比較対象として本表に含まれている2008年3月31日、2009年3月31日、2010年3月31日及び2011年3月31日に終了した事業年度の財務情報は、A I F R Sに従い作成されている。

- (注12) 2009年9月30日に終了した6ヶ月間において、デリバティブの公正価値の変動による純損益の会計が「その他借入費用」から「支払利息及び類似費用」に変更された。これにあわせ、2008年3月31日及び2009年3月31日に終了した事業年度の数値が、2010年3月31日に終了した事業年度に関する財務情報と整合しかつ比較対象になるよう調整された。
- (注13) 2010年3月期において、メンテナンス収益の会計が変更され、サービス収益の計上方法が、契約期間全体にわたる定額法から、進捗度を参照する方式に変更された。かかる変更は、2009年3月期にまで遡及適用された。これにあわせ、2009年3月31日に終了した事業年度の数値が、2010年3月31日に終了した事業年度に関する財務情報と整合しかつ比較対象になるよう調整された。かかる変更は、2008年3月31日に終了した事業年度の数値には適用されていない。